

## 議 事

午前10時 開議

○委員長（今野裕文君） 出席委員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を始めます。

これより福祉部門に関わる令和3年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） 福祉部が所管いたします令和3年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明する前に、資料の訂正をお願いいたします。

令和3年度主要施策の成果に関する報告書の185ページ、186ページに誤りがございました。お配りしております正誤表のとおりとなりますので、おわびして訂正いたします。大変申し訳ございません。

それでは、初めに、福祉部所管事務における令和3年度の取組状況の総括についてご説明いたします。

当部は、総合計画の大綱にあります「健康で安心して暮らせるまちづくり」のみんなで支え合う地域福祉の推進、高齢者支援の推進、障がい福祉の推進を担っている部署であります。

まず、地域福祉の推進については、日常的な見守りや災害時の避難支援等の支え合いの体制づくりを社会福祉協議会とともに進めました。市内全ての行政区で取り組み、整備してきておりました避難行動要支援者の個別計画については、新規対象者の追加や要支援者の状況の変化に応じた情報の加除を行いながら、自主防災組織との連携を深め、支援体制の強化を図ってまいります。

成年後見制度については、令和4年1月に奥州市成年後見制度利用促進基本計画を策定いたしました。今後は、精神上的障がいにより判断能力が不十分である人の権利擁護に資するよう、制度の周知やネットワーク体制の構築など検討を行いながら、制度の利用促進を図ってまいります。

生活困窮者への支援については、生活困窮者自立支援制度に基づき設置しているくらし・安心応援室において相談支援、就労支援、家計改善支援等の包括的支援を実施しました。今後も生活保護制度との連携による連続的かつ一体的な支援の実施を行ってまいります。

次に、高齢者支援については、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの強化に向け、より身近な地域での相談体制として地域包括支援センターを民間法人へ委託し、8圏域の委託型包括支援センターを設置するとともに、基幹型包括支援センターが全体の総括を行い、地域に密着した総合相談機能の強化に取り組みました。また、介護職員初任者研修受講料助成事業等により、市内の介護施設に従事する人材の確保と就業の定着に努めました。

次に、障がい福祉の推進については、障がい者が自立して生活ができる社会づくりを目指し、地域自立支援協議会等の関係機関と連携しながら、奥州市基幹相談支援センターを軸として地域での相談支援体制の充実を図りました。

なお、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症に関係して、抗原検査キットを高齢者福祉施設、障がい福祉サービス事業所などに配布したほか、市内の社会福祉施設が感染予防のため、従事者を自主的避難として市内の宿泊施設に宿泊させた場合への補助も行い、福祉施設の感染症予防対策を支援しました。また、高齢者施設においては、面会室整備への補助金交付、感染拡大の影響により離職していた人が介護施設へ就業した場合の奨励金の交付などを実施しました。

以上、令和3年度事務事業の総括として申し上げます。

次に、令和３年度において当部が重点的に取り組んだ主要施策の成果及び決算状況について、資料、主要施策の成果に関する報告書に基づきご説明申し上げます。

初めに、一般会計であります。

主要施策の成果に関する報告書23ページをご覧ください。

23ページから25ページまでの社会福祉総務費ですが、地域福祉推進のための委託事業等を実施したもので、その決算額は10億5,293万6,000円であります。主な内訳としましては、避難行動要支援者支援事業や権利擁護推進事業などの委託料に2,060万2,000円、福祉灯油購入助成費2,545万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金９億7,070万円などであります。

26ページをご覧ください。

26ページ、社会福祉施設管理運営経費ですが、社会福祉協議会に対し人件費等運営補助及び福祉センター等の施設管理補助を行い、円滑な事業運営を促進し、地域福祉の充実を図り、また、指定管理者制度に基づき江刺総合コミュニティセンターの管理運営を委託したもので、その決算額は7,961万6,000円であります。主な内訳としましては、江刺総合コミュニティセンター指定管理料で2,928万7,000円、社会福祉協議会事業補助金3,982万6,000円、奥州市総合福祉センターなど施設の管理運営補助金に757万5,000円などであります。

次に、31ページをご覧ください。

31ページ、老人生きがい対策事業経費ですが、高齢者の社会参加、健康増進、生きがいの高揚を図るため、高齢者の創作活動や老人クラブ活動への支援を行ったもので、その決算額は2,089万5,000円であります。主な内訳としましては、高齢者生きがいと健康づくり事業の指定管理料1,086万3,000円などであります。

次に、32ページをご覧ください。

32ページ、敬老行事経費ですが、敬老会開催に要する費用への補助や100歳到達者等への記念品の贈呈などを実施し、市民の高齢者福祉についての関心と理解を深め、敬老精神の普及を図ったもので、その決算額は1,785万3,000円であります。主な内訳としましては、各地域の敬老会等開催補助金として1,628万2,000円などであります。

34ページをご覧ください。

34ページ、自立支援給付等事業経費ですが、個々の障がいの程度により個別に支給される障がい福祉サービスに係る給付事業を行い、障がい者の自立支援を行ったもので、その決算額は25億4,238万2,000円であります。主な内訳としましては、介護給付費等給付費23億8,653万1,000円などあります。

次に飛びまして、52ページをご覧ください。

障がい児保護措置事業経費ですが、障がいを有する児童の放課後等の安全確保や効果的な指導を行うため、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスへの通所に係る保護措置費を支給するとともに、高額障がい児通所給付費を支給したもので、その決算額は３億7,970万5,000円であります。主な内訳としましては、障がい児保護措置費に３億5,482万4,000円などあります。

次に、57ページをご覧ください。

生活困窮者自立支援事業経費ですが、生活困窮者に対する相談対応及び自立の促進を図るため、メイプル地階の奥州パーソナルサポートセンター内のくらし・安心応援室に相談支援員、就労支援員等

を配置し、自立促進、就労、家計改善に向けた支援を行ったもので、その決算額は3,351万9,000円です。主な内訳としましては、自立相談支援事業などの委託料に2,018万円です。

次に、58ページをご覧ください。

生活保護扶助経費ですが、生活困窮者に対して最低生活を保障するとともに、自立のための各種支援を推進したもので、その決算額は15億1,547万3,000円です。主な内訳としましては、生活、住居、医療等の扶助費に14億8,508万4,000円です。

以上が福祉部所管の令和3年度一般会計決算の概要であります。

次に、特別会計に移ります。

当部が所管します特別会計につきましても、事業目的達成のため、効率的な財政運営に努め、適正に事務事業を進めてきたところであります。

それでは、介護保険特別会計（保険事業勘定）であります。

181ページをご覧ください。

181ページ、認定審査等経費ですが、介護や支援が必要な方が適切な介護サービスを利用できるように、迅速かつ円滑に要介護認定事務を進め、その決算額は7,881万2,000円です。

次に、182ページから186ページまでは、介護サービスの区分ごとに要介護者、要支援者の給付等の経費を計上しているものでございます。

次に、187ページをご覧ください。

一般介護予防事業経費ですが、住民が主体的に集い、体操等に取り組む通いの場「よさってくらぶ」を支援したほか、介護予防に関する出前講座や講演会開催による普及啓発に取り組み、その決算額は930万4,000円です。

同じく187ページ、総合相談事業経費ですが、支援を必要としている高齢者等の早期発見に努め、地域における適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげる等の支援を行い、その決算額は1億2,810万1,000円です。主な内訳としましては、地域包括支援センター運営業務委託料で1億2,515万2,000円などです。

次に、189ページをご覧ください。

189ページ、在宅医療・介護連携推進事業経費ですが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない効果的な医療と介護の提供体制の構築に向け、医療と介護の顔の見える関係づくりを推進し、医療・介護関係者の連携支援を行ったほか、出前講座による普及啓発に取り組み、その決算額は558万1,000円です。

次に、190ページをご覧ください。

認知症施策総合推進事業経費ですが、認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症高齢者とその家族の支援体制の構築のために事業に取り組み、その決算額は328万9,000円です。

次に、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）であります。

192ページをご覧ください。

一般管理経費ですが、前沢介護センターに係る経費で2,275万9,000円です。

以上が福祉部所管に係ります令和3年度の一般会計及び介護保険特別会計決算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（今野裕文君）　これから質疑に入りますが、質疑は要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いた

だき、審査の進行にご協力をお願いいたします。

また、正確に答弁をいただくため、質問者は、質問事項のページなどを示していただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、執行部側をお願いいたします。答弁する方は、委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

事務事業評価調書の44ページにございます避難行動要支援者支援事業について1点、2点目が事務事業評価調書の46ページにございます補装具費給付事業、日常生活用具給付事業につきまして、それから3点目が事務事業評価調書の47ページの日中一時支援についてお伺いをいたします。3点お伺いいたします。

まず、評価調書44ページの避難行動要支援者支援事業の中の個別避難計画につきまして、進捗状況について改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目の補装具費給付事業、また、日常生活用具給付事業に関しまして、特に視覚障がい者の方への支援の機器の状況について、お伺いしたいというふうに思います。

それから3点目の日中一時支援事業ですけれども、1万3,200人ほどが日中一時支援を利用されているようでございますけれども、夕方支援の在り方についてお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） それでは、私のほうからご質問にお答えさせていただきます。

まず、個別避難計画の進捗状況についてということでございますが、令和3年度の時点で、失礼いたしました。令和3年度の状況で、平常時の支援者の方の計画については1,717人、今、資料を確認していますが、1,717人の方について計画を策定しておりますし、あと避難行動の要支援者の方につきましては、1,443人の方の避難計画を策定させていただいているところでございます。

それから視覚障がい者の方の支援機器の状況ということでございますが、こちらにつきましては、当市のほうで国の指針に基づきまして、視覚障がい者の支援機器につきましては、個別に設定をしております、そちらのほうで対応しておるという状況でございます。

それから夕方支援の部分でございますが、先般、6月議会でしたでしょうか、委員のほうからの一般質問にございまして、実はその後、夕方支援あるいは日中一時支援の利用につきましては、そのサービスを提供していただきます事業者の皆様のご理解といたしますか、そういったものが必要でございますので、今年8月、たしか1日だったと記憶しておりますが、自立支援協議会がございましたその中で、事業者部会に加入されている皆様も当然出席をしていただいておりますことから、そういった利用者の方々の利用拡大につながるような検討を改めてさせていただきたいと。以前には事業者の方々の状況を伺うためのアンケート調査等を行っておりますが、さらに利用拡大につながるような方策を具体化させていただきたいということで、改めて事業者の皆様にご協力をお願いしたいというふうなことでお話をさせていただいているところでございます。

具体的な内容につきましては、部会が設定をされておりますことから、その中で今後調整といたしま

すか、話し合いを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

まず、1点目の個別避難計画についてですけれども、名簿は令和3年度7月末で1万4,648人分の名簿はできているということで以前ご答弁いただいておりますけれども、個別避難計画につきましてはまだ1,000人台ということでございます。早急に個別避難計画の策定を進めていかなければならないというふうに思います。

昨年、災害対策基本法が改正をされております。その中でも、特に高齢者の方はケアマネジャーさんをつけていらっしゃる方がいらっしゃるということもありまして、ケアマネジャーさんの避難のための個別避難計画作成へ参画していただいた場合、7,000円の協力報酬がつくということになっておりますけれども、こういうのも活用していただきながら個別避難計画の推進を図っていただければと思うんですけれども、その点について伺います。

それから平常時の避難の際に名簿が提供できない今状況になっております。平常時、例えば個別避難計画を立てる、それから避難訓練をすとかというときに関係者の方に平常時避難の名簿提供がなかなかできないというふうに思いますけれども、条例をつくればそうでもない、提供できることになるんですけれども、その辺の奥州市の考えについて伺いたいというふうに思います。

それから視覚障がい者の機器に関しましては、どんどん進化しております。視覚障がい者の方からもそういう機器をぜひ日常生活の用具の中に入れてほしいというような声も上がっているはずなんですけれども、その点伺いたいと思います。

日中一時支援につきましては了解いたしました。

2点、もう一度伺いたします。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） それでは、個別避難計画に関する取組に関してお答えをさせていただきます。

今、委員ご指摘のとおり、要は計画策定を進めるという観点から様々な制度あるいは支援策というのが進められているというのはお話がございましたけれども、当市のほうでもいずれ地域でそういった皆様がおいでだと。避難あるいは日常的な見守り等を含めて必要な方がいらっしゃるというふうなことをその地域地域で把握といいますか、認識をしていただく、共有をしていただくという前提で、例えば民生委員さんですとかあるいは行政区長さんですとか、地域に自主防災組織があるようなところであればそういったところですか、そういった地域単位で社会福祉協議会さんが中心になっていただきまして地域セーフティーネット会議等を活用しながら、その計画といいますか、状況の把握、計画の策定というようなものを努めているのが今現状でございます。

ご指摘のお話にございましたとおり、例えば特に高齢者の方とか、高齢者に限らず日常的な介助とかが必要な方につきましては、委員お話のとおり施設利用等も含めてのケアマネジャーさんの関与ということは、これは当然でございます。現状では地域ごとでの状況の把握ということをや手法で今進めておりますものですから、現時点で例えばこのケースの方の担当ケアマネジャーさんにも入っていただいて、その方の避難計画を言ってみれば内容を進化させるといいますか、より具体的なものに

していくですとか、そういったところまではまだ話は進んでは、お話といえますか、対応としては進んではおりません。

ただその方の状況を把握する際に、例えば介護を利用されているような方だということであれば、そのご本人の了解も含めてその状況を把握しながらということになってまいりますときには、当然ケアマネジャーさん等のご協力をいただきながら、その状況をさらに具体的にしていく。例えばもし本当にこれで、平常時はもちろんなんですけれども、避難が必要になったときにふだんお世話になっている施設がどちらなのか、そこへの移動をどうするのかみたいなことというのを具体的に把握した上で、失礼しました、計画の中身をまとめていくという際には、確かにケアマネジャーさんのお力をお借りするというのは有効なことなのかなというふうには思っております。

先ほど申しましたように、現時点で具体的方法としてそこに関与していただくという方法は具体化はしておりませんけれども、今後、例えばケアマネジャーさんの協議会といえますか、団体みたいなところにまずはそういったことについてのご相談をするですとかあるいは具体的方法もやるときに、今言ったような方法を今度は地域地域の話合いの中で共有をさせていただくというふうなことは今後できていく可能性はあるのかなというふうに考えております。

それからあと、その情報提供の部分でございますけれども、これも委員ご指摘のとおり、例えばいわゆる個人情報の管理といえますか、利用というふうな観点から、制度上の言わば担保するという意味では条例をつくったりということが一つの方法かなというふうには思っております。現状ではまだそこまでの対応をしましょうということでは具体的な検討は進めておりませんが、ただこういう方がいらっしゃいますという情報の部分あるいはこういう状況の方ですというふうなことにつきましては、もちろんご本人様のご理解をいただく、ご了解をいただいた上でということになりますので、そこは逐次私どものほうで直接お手紙を差し上げて確認をしたりというふうなことを行うわけなんですけれども、いずれそういったことでご理解をいただいた方には、例えば既に行っている例でいいますと、江刺の伊手地区だったか、いずれ地域でそういう避難活動をというふうなことを考える上で対象者の把握をというときには、ご了解をいただいたケースについてデータの提供をさせていただくというふうなことは行っておりますし、その際にはもちろん個人情報に類する情報の内容については、当然管理を徹底していただくということを併せてお話をしながら対応するというふうなことはさせていただいているところでございます。

それからあと視覚障がい者のほうの関係の機器のことについてでございますが、委員ご指摘のとおり、本当に障がい、たまたま今は視覚障がいというお話ではございましたけれども、障がいがある方の状況あるいは日常生活をサポートする、それを使うことによって言ってみれば社会参加と言ったらいいでしょうか、そういうことが支援できるものというのは本当に日進月歩でいろいろな機器が出ているようでございます。

先般の6月議会の後にも同じような視覚障がいの方の言わばそれを使えるといえますか、サポートできるといえますか、そういったような機器でまた別な形のものという情報も私どものほうでお話をいただいたりとかした部分もございました。こういった部分につきましては、まだ具体的に利用者の方々とお話をさせていただくという場面は、設定はしておらなかったんですけれども、そもそもどういった機械があるのかとか、それがどういう方あるいはこれを使えそうな方と言ったらいいでしょうか、そういった方々等のご意見を伺いながら、有効性といえますか、実用性ですとか、実際に機器と

してはあっても、これはちょっと使いづらいなというふうなものであれば、利用が見込めなければ対象にするというのもちっとどうなのかなというのはありますので、そういった部分を例えば利用者団体の方々にお話を聞いたりとかしながら、これを対応してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

ただ実際には、それに伴いましてこれは市町村ごとに要綱で対象機器を定めておりますものですが、それらに対するほかの市町村でもそういった例があるのかとか、そういったこととかも含めて、今後検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

まずは避難行動要支援者に関しましてですけれども、平常時の名簿の提供をどうするのかということをしっかり考えておかなければならないと思いますし、またその情報をデジタル化にするとか、そういうことも必要になってくると思います。また、個別支援計画のほうもしっかり進めていかなければ、まだ1,000人台というところですので、しっかり取り組んでいただければと思います。もう一度伺います。

それから視覚障がい者、今回例に挙げましたけれども、そういう支援機器ですが、進化しているということもありますし、その使い勝手というところもあるかもしれません。特に視覚障がい者の方は情報が少ないですので、しっかり市のほうから情報提供するということが大事になってくるかというふうに思います。拡大器の中にはそれを幅を広げて視覚支援、読上げ器の範囲を広げるといった自治体が多くなっておりますので、そういうことも考えていただきながら進めていただければと思います。お伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 申し訳ないですが、要点をまとめて回答を願います。

千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 平常時の要支援者の支援の部分につきましては、平常時のというのはまさにそのとおりかなと思います。情報共有を先ほど申しましたように条例制定が必要かどうかまだ検討はしておらないということではありますけれども、そういった共通理解をということでの意味では、そういったものは対応は進めていかなければならないなというふうに思っておりますので、こういった対応を今後も進めてまいりたいと思っております。

それから、あと視覚障がいの機器の部分については、確かにいろんな機器があるというのはなかなかお気づきにならないというふうな部分もあるのは事実かもしれません。江刺地域におきましては、視覚障がい者団体の皆様によります言わば情報機器の展示会といいますか、そういったものもあるというふうなことで情報もつかんでおりますので、そういった中で有効性ですとか、先ほど言いましたように実際には利用される方が使い勝手があるのかというふうなあたりを利用者の皆様に確認をしながら、周知といいますか、拡大にも努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 1番佐藤美雪委員。

○1番（佐藤美雪君） 1番佐藤美雪です。

1件お伺いをいたします。

事務事業評価調書の49ページ、医療・介護従事者奨学金返済支援事業についてお伺いをいたします。  
給付決定件数が31件ということなんですけれども、医療職と介護職の内訳、実数をお知らせください。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） それでは、私のほうから、奥州市医療・介護従事者奨学金返済でよろしかったでしょうか。補助金の令和3年度の対象者数についてお答えしたいと思います。

介護職分につきましては12名となっております。それから医療職分については21名、合計で33名というふうになっております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） 医療職の細かな部分までお知らせ願えないでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 医療部門なのか。すみません、医療部門だそうです。

1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） この制度では、返済額の一部か全部を補助するというふうになっておりますけれども、どのような基準であるか、そしてその実績というか、内訳をお知らせください。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） それでは、奨学金返済助成金の基準についてをご報告いたします。

返済義務のある奨学金を受けて修学した看護師や介護士等の資格を有する卒業後6年以内で、かつ市内の医療施設または介護施設に勤務している者に対して、奨学金返済に対して月額1万2,000円を上限に補助を行うということで、市内の医療・介護施設の人材確保を図っておる次第でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） 上限が1万2,000円ということで分かりました。

この事業の評価がB1ということだったんですけれども、やはり希望者数が少ないという評価でよろしいでしょうか。そして周知の方法、やはり補助額の見直しというものも必要になってくるんじゃないかと思いますけれども、周知の方法について詳しくお聞かせください。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） この制度につきましては、まずは市の広報、それから市のホームページ、それとあと市内の各事業所、やはり新規で事業所に勤める方で、例えば奨学金を借りて学校を卒業し、就職してからが対象になるわけですから、勤めないと結果的にこの返済助成というのは受けられないということですので、勤められた事業所のほうでそういう制度があるということをお話ししていただいて、そして来てもらうという形になります。

ただこの周知の方法につきましては、例えばホームページには市内の方のみならず、例えば市外から市内の介護事業所に勤務した方ももちろん対象になるということもございますので、その辺はやはりホームページ等でPRしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 希望者が少ないのがB1の評価のあれかと。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） B1の評価につきましては、この事業につきましては、

現状でまだまだ利用する方々がいるのではないかとということで、確かにPRにつきましても、先ほど言ったように市内については広報等でPRができますけれども、後からお話ししました市外から奥州市に勤務した方、その方については本当に手段としてはホームページを見ていただければですけども、事業所に勤めて初めてそういう制度があるということを知る機会になりますので、そこら辺はやはり事業所の新規採用者の方には、こういう制度があるよということで周知をしていきたいなというふうに思っておりますので、その分でまだまだ周知の方法はあるかなと。

それからあと希望者も、現状では希望している方々に予算が十分に今のところに行っているわけですけども、今後もしもしそういう希望者が増えてきた場合には対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） ありがとうございます。

確かに事業所にそういうPRというか、周知は本当に必要だと思いますけれども、例えば養成校または介護職養成校、その前の段階、中学校や高校、そこからのPR方法というのにも必要になってくるのではないかと思いますけれども、ご所見をお願いいたします。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ありがとうございます。

ただいま養成校に対するPRというお話がございました。実は今年度から定住自立圏というくくりで、北上市、西和賀町、金ケ崎町、奥州市で介護関係の助成についての検討を行っております。それで、実は北上市が主となりまして、北上市にある介護関係の学校のほうに就職というか、進学ですか、学校のほうに来てもらうときのPRとして、各自治体の介護に関わる支援をまとめたものをお配りしたいというご提案ありました。

今回、奥州市としては、この奨学金返済と奨学金貸付けの2つをPR項目に挙げさせていただいておりまして、他の先ほどお話ししました北上市、西和賀町、金ケ崎町につきましても、同様に奨学金関係の支援とかがあれば、それらを全部まとめたものを北上市が代表して、そういう学校のほうにお配りして、入学の際にはそういうのを活用していただきたいということをPRすることと、今年度からそういう方法を取る事となっておりますので、お知らせいたします。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） 今、北上市のこれからの取組というものもお伺いいたしましたけれども、例えば介護職に就きたいとか、そういう部分からやはり早期に介護職の大切さ、医療職の大切さ等も伝えていくことが必要じゃないかと思っております。小学校からというか、本当に早期からこういう職業に就きたいと思えるような取組、それが後々の介護職員の確保につながっていくと思われますけれども、最後にご所見をお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 介護職に関するPRにつきましては、現在、確かに県南振興局で、介護職に限らずですけども、保育職とか、そういう職業に対する体験というか、説明会を行っている事例もございます。

ただなかなか確かに今お話があったように、中学校とか、もう小学校のときからという部分では今段階ではないわけですが、その辺も今回、定住自立圏でいろいろな問題を協議する場がございますので、もしかすると他市で事例として行っている部分があれば、そういうのも参考に検討していければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ほかに。

14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋浩です。

私は、決算書164ページ、3款1項1目18節負担金、補助金、交付金等1,672万円余の執行についてご質問いたします。

ただいま1番委員がこの18節の中の補助金の関係で、医療・介護従事者確保奨学金の件につきましては質問されましたので、これを除きましてほかの3事業、初任者研修受講料補助金、特養ホームの補助金、そのほかに介護施設等緊急雇用就労奨励金の関係についてご説明をお願いいたします。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） それでは、補助金の内容についてお答えしたいと思います。

介護職員初任者研修受講料助成金につきましては、これは介護初任者研修を受講した際にその一部を助成するものでありまして、金額については後ほどお知らせしたいと思います。

2つ目の特別養護老人ホーム建設事業補助金は、これは毎年度支出しているもので、既に整備されております施設に対する建設事業に係る補助金でありまして、1つ目は特別養護老人ホームいこいの森の整備事業に係る部分、もう一つは、江刺の養護老人ホーム江寿園の整備事業に係る分の債務負担に係る補助金を交付しているもので、いこいの森につきましては令和6年まで、それから特別養護老人ホーム江寿園につきましては令和4年まで続くものです。

それから介護施設等緊急雇用就労奨励金につきましては、これはコロナ対策事業として行ったもので、コロナが蔓延したことによって事業所が経営が厳しいということで閉鎖もしくはそれを理由に解雇された方が市内の介護事業所に3か月を超えて就労した場合に1人に対して10万円を交付するというもので、令和2年度に引き続いて令和3年度も実施したものです。この事業には3名の方が申請されまして、各事業所のほうに就労しております。今現在の状況につきましても、3名の方の事業所に問合せしたところ、現在も就労しているということで、やはりこれを機に今まで携わっていなかった一般の職から介護職のほうに転職をしていただいて、そのままその事業のほうに従事していただいたという実績となっております。

介護職初任者研修受講料助成につきましては、令和3年度は7名の方が受講しております。これは一般の事業所が研修を企画し、それを受講した方が介護職に就いた時点で助成の対象になるというものでして、例えば受講しても家族の介護のために受講したという場合には受講の対象にはなりません。いずれ市内の企業と介護現場のほうに就労した時点で、いろいろな書類、就労している証明とか、あとは支払ったという領収書を添えていただいて、それに基づいて交付している事業となっております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

それでは、介護職員初任者研修の補助金を7名受けられたということなのですが、これは補助金額は1人当たりお幾らになるのか、それとあと、緊急雇用奨励金につきましては、3名の方が申請したということでした。金額についてのことと、あと先ほどの1番委員の質問の中からもありましたPRですね。そういうPRをかなり広く知らしめていったほうがそういう受講者も増えてくるのかなというところも感じます。

それともう一点確認なのですが、特別養護老人ホームいこいの森と江寿園とありましたが、江寿園は養護老人ホームで特別ではないかと思うのですが、その辺の確認と今後のPR関係についてのご所見をお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） まず最初に、初任者研修受講料助成事業についてお答えしたいと思います。

昨年度7名の方に対して交付しているというお話をしました。この補助につきましては、介護職員初任者研修受講料の2分の1に相当する額で、5万円を限度として交付しているものです。条件は先ほどもお話ししましたが、1年以内に介護職員初任者研修受講を修了し、市内の事業所に勤める方等となっております。大体その受講料の半分の助成ということで、多い場合で4万2,000円ぐらい、それから少ない場合で2万9,000円ということで、その初任者研修を企画している企画人のほうで大体の料金設定がなりますので、その辺で若干こちらのほうで交付する料金にもばらつきがあるという状況となっております。

この助成金のPRにつきましては、その都度、先ほどの奨学金と同じく市のホームページ、それから広報、そしてあとこれについても市内の事業所にこういう制度があるよということでPRをしているところであります。

それから先ほどの私のほうでお話ししました建設事業補助金につきまして、確かに江寿園につきましては、養護老人ホーム江寿園の整備事業ということで私のほうの発言の誤りでした。申し訳ありませんでした。

○委員長（今野裕文君） 関連。

19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 14番の特別養護老人ホームに関連して質問いたします。

これは主要施策に関する報告書29ページや評価調書の48ページにも掲載がありますけれども、特養の建設費に対して補助を債務負担行為として行うと書いてありますけれども、これは結局、特養ホームの建設が行われるという意味で、3年度ではないかもしれないけれども、増やすという意味の建設費のことなんでしょうか。

そうすると、今まで待機の問題が結構問題になりましたけれども、特養ホームに対して今後こういうものは債務負担行為で建設するとすれば待機者が減ると、こういうふうな内容として理解していいかどうかお伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

この建設事業補助金につきましては、既に建設されているものの償還に係る補助ということになっ

ております。ですので、例えば特養いこいの森につきましては、平成17年から令和6年度までの償還になりますし、それから養護老人ホーム江寿園につきましては、平成15年から令和4年までということで、この期間の返済に係る補助ということになっております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） ということは、待機者の従来どおりのかなりの人数がいるということは変わらないということですか。あるいは今後こういう建設の予定なり、これから話が出てくるというふうに理解していいんでしょうか。お願いします。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 8期の介護保険事業計画につきましては、特別養護老人ホームの建て替えが2施設、それから新規がこの8期では1施設がございます。それらにつきましては、既に建て替えにつきましては今年度に1つは運用を開始していますし、あと今年度中に一応建設が完了する予定になっております。

もう一つにつきましては、新規の事業所につきましては、計画上、令和5年度、来年度の完成ということで、今はまだ申請を受け付けているところでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 13番小野寺満委員。

○13番（小野寺 満君） 今と関連するかもしれませんが、令和3年度の施政方針の総括9ページに主な施策の達成度合いを測る指標というのがありまして、今、先輩委員からお話のあった特別養護老人ホームの入所待機者の関係が書いてあるわけですが、平成27年度の実績が155名、それで令和3年度の目標値がゼロ人ということで、ここに令和3年4月1日時点というのは、これは令和3年度の年初当初なので3年度の実績ではないんじゃないかなと思うんですが、ここで書くのであれば令和4年4月1日であるべきではないかなというのが1点。

あとそれから、目標が待機者ゼロに対して151人、令和3年度時点で151人いるということは、達成度が三角というあまり達成していないではなくて、全く達成していないのではないのでしょうか。この辺をお願いします。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ただいまの目標達成度の部分で、令和3年度末時点が令和3年4月1日時点ということになっているけれどもということのご指摘でした。令和3年度末での入所待機者数という把握が、実は入所待機者というのは毎年度4月1日で把握をすることとなっております。ですので、令和3年度の入所待機者というのが令和3年4月1日が待機者数の数値と。例えば今年度であれば令和4年度4月1日ということで、まだ数字は示しておりませんが、あくまでもその基準として待機者を把握する時点では毎年度4月1日というふうになっていますので、この表記につきましては、3年度末時点となっていますけれども、3年度当初でしか数字は押さえていないということで、令和3年4月1日時点というふうになっております。

それから目標値がゼロに対して151で、全然ゼロではないんじゃないかというご指摘であります。それにつきましては、確かにこちらのほうで4月1日時点とは言いながら、ここの数字は3月末時点というふうな表記からいけば、見た数字上、ゼロではないということからすると、ご指摘のとおり全

く達成していないんじゃないかということで、この辺は私のほうでの確認が正しくないかというふう  
に思っておりますので、この辺は訂正させていただきたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 13番小野寺満委員。

○13番（小野寺 満君） それでは、令和4年4月1日現在の待機者数というのはまだ出ないんでし  
ょうか。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 令和4年4月1日時点での待機者数につきましては、現在県で集計  
をしております。例年10月の頭には示されるかと思っておりますので、正確な数値が確定次第、公表とさせ  
ていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ほかに。

17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。

特別会計の決算書79ページになりますけれども、令和3年度の介護保険特別会計の保険事業勘定の  
歳入歳出決算書の一覧が76ページから79ページにかけてあります。この中で79ページに、最後に歳入  
歳出差引き残額がありますが、2億6,673万円ほどありますけれども、令和2年あるいは令和元年度  
と比べて差引き残金が桁違いに多いんですが、その理由についてお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ただいまの令和3年度決算の歳入歳出残金が今までに比べると桁違  
いに多いんじゃないかというご質問でした。

委員がご指摘したように、この繰越金につきましては、毎年度に比べますと非常に大きい額になっ  
ているかとは思いますが、この辺につきましては3年度の決算、これは特別会計に限らずですけれども、  
例年ですと歳入、例えば保険料、それから国・県からの補助金、負担金等、それらがほぼ確定してい  
るのが3月末頃ということで、支払いにつきましても、大体見込みでこのくらいの支払いだというの  
が3月末に確定した時点で例年ですと専決処分ということで、数字のほうを極力決算に近い状態にし  
た上で、その差額を例えばある程度の金額が繰越しとして出そうだった場合には、準備基金のほ  
うに積立てという形で専決処分をさせていただいているのが例年の取扱いかと思います。

今回は3月の下旬に臨時議会等がありまして、なかなか専決までは至らないということで、実際に  
現予算での形での執行させていただいた関係上、歳出のほうは予算上多めに取ってあると、歳入のほ  
うについては実際に近い金額が入ってきたということで、差引き繰越金が多くなっていたというこ  
とで、先ほどもお話ししたように、例年ですと積立金のほうに回しているということで、逆に令和3年  
度は積立金の額が今までの年に比べて少なくなっている現状となっておりますので、ご確認いただ  
ければと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 現在は令和3年度から第8期の計画に入っているわけですがけれども、第8期  
の介護保険料の算定のときの説明では、標準月額額の計算の際に7期が基準月額5,200円で、第8期、  
現在は基本月額が5,400円となるという説明があったわけですがけれども、その際に第8期のこの期間

中は財源不足が生じるおそれがあるので、介護給付準備基金を保険料の急激な上昇を抑え、緩和するという事で約5億円取り崩すという説明がありました。

今の説明ですと、取り崩すどころか、現実には差引きで多く余って積立てに回していなかったから繰越しというか、差引き額が多くなったという説明でありますけれども、この介護保険料の決める際の見込み、見積りに問題があるのではないかなと思いますし、いわゆる歳出の分でほとんど予算どおりであったということでもありますけれども、そういった意味でこの保険料を決める際の見込み、見積りに問題があるのではないかなと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

私のほうからちょっと説明不足がございまして申し訳ありませんでした。介護保険料につきましては、第8期介護保険事業計画に係る介護給付費を3年間の給付見込額をまず決めます。それに見合う保険料を算定するに当たっては、給付費に見合う国・県からの補助金、交付金、負担金がございまして、足りない分を介護保険料で賄うということになります。給付費はこの3年間で年々伸びる見込みとなっております。

介護保険料につきましては、一定の介護保険料の月額幾らというのは決まっていますので、3年間同じ金額がまず収入として来るということを考えますと、初年度は給付費よりも若干保険料のほう为上回っている可能性がございまして。2年目はちょうど中間ですので、介護保険料と給付費がバランスのいい状態かなと。3年目は、介護保険料は3年間同じ金額でいきますので、逆に介護保険料のほうが少ないので、給付費のほうが高くなるということで、その場合には保険料というか、収入分が少なくなりますので、その際には取崩しが発生するという事になっておりますので、令和3年度に限ってみますと、給付費は計画と大体同じぐらいで、保険料についても若干減ってはいますけれども、大体計画どおりということでいけば、決して今、保険料の分で繰越しが多いんじゃないかというふうになっているかもしれませんが、今後、給付費が伸びることを想定しますと、保険料が上がらず給付費が伸びるということにおいては、今ある繰越金は次年度以降の給付のほうに回るといような計算で試算しております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） この特別会計の決算書の後ろのほうに介護給付準備基金の前年度末と3年度末と基金の決算額があるわけですが、10億1,500万円ほどの基金の残高になっております。第8期の介護保険料の説明の際には、令和2年度の準備基金の見込額が8億5,000万円、この時点から基金の見込額が1億円ほど違うのではないかなと思います。そういった意味で5,200円から5,400円に上がっているわけですが、上げなくてもよかったのではないかなということがこの決算からも見られるわけですが、改めて伺います。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 直近の決算でいきますと、確かにそのような状況になるかなと思うんですが、あくまでも8期の介護保険事業計画というのは、3年間で収入、それからかかる給付費を見ておりますので、3年間の部分で見た場合には試算した金額になるものというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 最後にしますが、この給付準備金の基金の増減を見れば、前年度、令和2年度と令和3年度の年度末の差引きで減っている額が1億1,200万円ほどなんですね。恐らくこの程度で減っていくということになると思いますので、基金の積立額が見込みより多いということが続くと思うんですよ。ですから、私はこの上げた額については問題があるのではないかなと思いますので、その点を部長もしくは市長に伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） 8期の介護保険の事業計画と実績との開きというふうなことになりますけれども、さっき課長が申し上げましたように、3年間ならした金額で保険料を頂きますし、給付費は3年度、4年度、5年度というふうに年々増えるような見込みの計画を立てておりました。3年度の計画に対しての保険料の収入等ですけれども、これはほとんど計画したとおりの保険料収入になっておりますし、介護給付費、それから地域支援事業の支出等につきましても、大体予定の97%ぐらいの執行をしておりましたので、保険料収入、それから介護保険事業の支出については、大体計画とおりの事業の進め方があったというふうに思っております。

あとは、国・県等の介護給付費等の負担金につきましても、精算されて翌年度に返還というふうなことも出てまいりますので、今回、令和4年度でもそういった形で出てくるわけなんですけど、そういったものを含めまして、そう大きな基金の残高になっているものではないというふうに思っておりますし、いずれ令和5年度には9期の計画をつくることとなりますので、その際には当然介護保険の準備基金の残高、これらも十分検討した上で9期の計画の保険料算定に当たってまいりますので、まずはこの基金はこういったことで保有しながら、4年度、5年度の保険事業の不足する分に基金は充てられるというふうなことで考えておりまして、9期のほうの計画の際に基金については活用を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ほかに質問を用意しておられる方は何人おられますか。

ここで、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時25分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、福祉部門の質疑を行います。

ここで、資料の訂正の申出がありますので発言を許します。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） それでは、大変申し訳ありません。

先ほど長寿社会課長からの答弁の中で、評価調書の中の医療・介護従事者奨学金返済支援事業の件数についてなんですが、資料のほうでは31件となっておりましたが、実際のところは33件が正しい数字でしたので、これについて訂正をさせていただきますし、正誤表のほうを改めて配信させていただきますので、そのようによろしくお願いいたします。申し訳ありません。

○委員長（今野裕文君） よろしいですね。

質疑のある方は挙手を願います。

3 番菅野至委員。

○3 番（菅野 至君） 3 番菅野至です。

事業について2点ほどお伺いします。

資料は事務事業評価調書の46ページ、一番下のところの地域活動支援事業についてです。この中で障がい者を通わせ、創作的にまたは生産活動の機会の提供等とありますが、具体的にはどのような活動の場が提供されたのかを伺います。

あともう一点が、地域活動支援センターが6か所あるということですが、各支援センターに対して利用者が全体で108人なんですけれども、この108人がその6か所で大体どれぐらいの人数で所在しているのかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、創作活動とか生産活動の機会の提供という分の具体的な中身ということでございますが、こちらにつきましては障がい者の皆様の日中活動の言わば日中で社会参加できるような日常的な作業の訓練とかというふうなことから、ここにもございますようにそれぞれの特性に合わせた例えば絵画ですとかあるいは陶芸とか、そういったいろんな様々な創作活動をすることによりまして、日常の動作の訓練とか、そういったものを提供するというものでございます。

あと具体的なその地域支援の施設の内訳ということでございますが、大変申し訳ございません、延べの人数といたしましての利用件数等は把握はしておったんですけれども、6か所個々の例えば何人常時利用されているとか、そういったものを今手元に持ち合わせておりませんでした。もし差し支えなければ後ほど施設ごとの例えば登録状況が何人ですとか、延べの利用件数が何人ですとか、そういった形で一覧の形にまとめさせていただいてご提供させていただくということで、もし差し支えなければそのように対処させていただきたいと思いますが、以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 3 番菅野至委員。

○3 番（菅野 至君） ありがとうございます。

それでは、その活動支援センターの6か所につきましては、資料の提出ということでお願いしたいと思います。

この地域活動支援センターについてなんですが、ここというのは、創作的活動、あとは生産活動とありますが、例えばその施設の中でどこかの会社さんから業務を委託して、例えばその業務をするとか、そういった作業、あとは例えば登録されている方が外に出て生産活動をしたとかという事例というのは何かあるんでしょうか、お伺いします。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 委託事業所6か所それぞれに、今、委員のほうからお話のありましたように、いわゆる活動メニューを設定いたしまして対応していただいているという状況でございます。個々の6か所あるのが江刺寿生会さんとか、胆沢やまゆり会さん、愛護会さん等、2型といいまして職員数が一定の人数の部分で対応しているのは6か所ございますけれども、そういう具体的な事業の部分についても、例えばこういうことをなさっているというのは、大変申し訳ございませんが、先ほ

どの一覧の資料と同様にまとめさせていただいてご報告ということでご容赦願えればと存じます。申し訳ございません。

○委員長（今野裕文君） 3番菅野至委員。

○3番（菅野 至君） ちょっと状況が分からない中でなんですが、なぜこのような質問をしたかといいますと、私の圃場のところで農福連携という取組をしております、そういった経緯でこういう今、市でやっている地域支援センターではどのような活動をなさっているのかなというところをお伺いしたかったというところでございます。

第6期奥州市障がい福祉計画の中では、地域共生社会の実現に向けた取組だったりとか、障がい者の社会参加を支える取組ということが掲げられていると思います。そういった中で、今日は状況が分からないから何とも言えないんですが、そういったところをこれからもしっかり取り組んでいく中で、そういった農福連携だったりとか、障がい者が社会に出る取組をしっかり支えていくというのが大事かなというふうに思いまして、今回質問させていただきました。そういったところの所見をお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 大変申し訳ございませんです。

今、委員ご指摘のとおり、施設での作業はもちろんなんですけれども、そういう社会とのつながりですとか、そういったものは単なる言わば例えば機能の訓練だとかということだけではなくて、生活の自立というふうな観点からも非常に大きな価値があるかなと思います。

農福連携の部分につきましては、今、委員お話しいただきましたように、新たな例えば就労の体験、機会といいますか、そういった場面で活用いただいて、それが結果として利用者の方の向上につながっているというふうなことも伺ってはおります。そういった部分では今後も、もちろん個々の事業者様のほうで具体的な対応はしていただくことにはなるんですけれども、市といたしましても、そういうことについて情報共有ですとか、何とか結果として利用者の方々の福利が向上するような形につながるものというものは市としても当然進めて、そういう方向で考えてまいりたいなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 8番東隆司委員。

○8番（東 隆司君） 8番東です。

1件お伺いします。

資料は、令和3年度の一般会計等決算参考資料の1ページ、5ページに関連して、介護保険料の不納欠損と収入未済金の分についてお尋ねをいたします。

まず1ページに記載の513万4,900円の不納欠損の説明覧、理由欄に居住実態不明26人があるんですよね。この不納欠損の理由、様々税の関係等々あるわけですが、この介護保険料だけに居住実態不明というものがあって、これは私の中で理解ができなかったのも、どのようなことなのか、まずこのことについてお尋ねいたしますし、この26人分の金額、合計幾らなのかお尋ねいたします。

それから5ページの収入未済のほうでございすけれども、ここで1,900万円何がしがああるわけなんですけれども、ここの理由の後段に、または死亡や転出等により行方の確認が困難になっているものというものがああります。これは、そうすると先ほどの不納欠損に照らし合わせますと、将来的には不納

欠損になってしまうというふうな理解でいいのかどうかの確認と、ここの分についての人数、金額が分かれば教えてください。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ただいまご質問がありました不納欠損の概要についてお知らせしたいと思います。

まずは、居住実態不明のため接触困難という理由につきましてですけれども、これは住所は登録されているが、住所地に居住している様子がなく、連絡先等も分からず、本人及び関係者との接触が困難な場合が含まれております。これにつきましては26名で、件数が144件で、不納欠損額が109万3,300円となっております。

それからもう一つ、居住不明のため接触困難につきましては、これは転出後または転居等により居所が不明な場合です。先ほどは住所があるけれども、そこにいない、居所不明の場合は、転出の届出が出ているけれども、その転出先に住んでいるかどうかの確認が取れないということでの接触困難という方になります。これにつきましては1名で4,100円という形となっております。

こちらのほうとしても、介護保険料の納付は2年ということになっておりますので、その2年を経過して連絡が取れないということになれば、不納欠損というふうな形での対応とさせていただいている現状があります。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 収入未済のほうは。収入未済の1,900万円。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 大変失礼いたしました。

収入未済につきましては、いずれこちらのほうで現状を確認したけれども、本人に連絡が取れないという状態になれば、その場合にはやはり不納欠損というふうになります。ただ2年を経過する前にそれぞれに連絡を取りまして、現状としては今すぐ納付は困難だけれども、分納誓約を取って納付は続けていきたいという場合には納付の継続をして、その場合には不納欠損ではなくて納付を続けていただくという形になります。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 8番東隆司委員。

○8番（東 隆司君） まず1点目のところでは、そうすると件数が26人という理由のところの表記ですが、今、課長の説明ですと件数が144件と。これはそうすると人数が26人で件数が144件というのはどういうカウントになるのか確認させてください。

それから収入未済も含めてですが、税についてもいろいろ同じなんですけど、こうならないのが一番望ましいわけですね。それは当然当局も思っていると思いますが、これは介護保険の関係でそういうふうにならないような日頃の努力というか、どれだけ工夫されているのかお尋ねいたしますし、住民票があって、だけれども、それが転出したり何とか全部聞き取れなかったんですが、要は聞きたいのは、そもそも介護保険を賦課するということは当たり前ですけれども、住民票があったわけですが、そこの居住実態とか全ての住民の方々を調べることはできないんでしょうが、おかしいなというふうに感じる時期というか、納まらない時期とか、そういったところの確認はどのようなタイミングでなさっているのか、要は最終的に2年になってしまっていて、あれ、おかしいんだと調べましたら、となったら居所不明だったというようなことであってはやはりまずいのかなというふうに思うの

で、その部分についてお尋ねいたします。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） まず、ご質問あった中で、先ほどの説明不足のところをもう一度説明したいと思います。

居住実態不明のため接触困難というのは、奥州市に住民登録はされていると、その住民登録をされているので現地を確認したけれども、そこに住んでいる様子がないまたは連絡等を取ったけれども、連絡を取りたくても取れないという、奥州市内に住民登録されていた場合が居住実態不明のため接触困難という取扱いにしていました。

それから居所不明のためというものは、まず1つは奥州市から転出届が出されて市外に異動されたという届出は出ましたと。ただその異動した先に納付書を送ったけれども、要は住民登録をされていなかったり、住民登録されていたとしても本人が住んでいないという場合で納付書が戻ってくるケースがありますので、その場合は居所不明のため接触困難というふうな取扱いとなっております。

それから人数と件数の件ですけれども、人数は実際に1人1カウントというふうになりますし、件数につきましては、例えば1年、複数年であれば、例えば1人につき未納が例えば回数、納付書の枚数が件数という形になりますので、必ずしも人数と件数が一致はしないと。お1人で例えば滞納が何年間あるとかという部分には複数になったりとかしますし、あと1期、2期、3期というふうな期別もございますので、そういう形で件数が違っているという状況になります。

それから住民票があつてその納付書をお送りしているわけですが、その納付がならない2年間、そのまま連絡は取らないというか、確認はしないのかということですが、こちらのほうで年2回納付の催告書をお送りしております。ですので、6月は前の年度の決算等のこともございますので、6月と、それから12月、この2回に滞納者の方、滞納者というか、滞納されている方には納付催告を送っております。その時点でも連絡がないとなれば、その場合にはそこに住んでいないということも考えられますし、あとは実際に納付の催告書が届いて分納誓約とか納付相談に来られる方もいますので、一応そういうことで長期にわたって連絡を取らないということのないように努めております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 8番東隆司委員。

○8番（東 隆司君） 分かりました。

最後に1点だけ、そうすると住民登録があつても住んでいない実態だということは、裏を返せば保険料は残念ながら入ってなくて不納欠損にはなりましたが、一方で介護サービスとかも当然使っていないというか、出ていくほうも市の負担はないというふうな理解でよろしいか、最後に確認させてください。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 今、委員がお話ししたとおり、どちらかというこの介護保険料は介護サービスを利用していない方が納めていないということになりますし、もちろん介護サービスを受けたいとなれば、その際には当然未納になっていると給付制限等、あと負担割合が増えたりとかしますので、その際には相談に応じるような形でおりますので、今回の場合は、どちらかという給付は受けていない方というふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 24番菅原明委員。

○24番（菅原 明君） 24番菅原です。

主要施策の報告書の58ページ、生活保護扶助経費に関わって1点お伺いします。

今、コロナ禍になってから生活をしていく上で悪い方向へと影響を与えていつている部分が多々あるものと考えますが、3年度に生活保護の申請に来られた方を担当部ではどのように捉えているかについてお伺いします。

また、あわせまして、3年度に申請に来られた件数と、そして該当になった世帯数と人数について、まずお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 生活保護の申請等のことというお話でございました。私どものほうで実際に申請をいただくケースはもちろんでございますし、あと相談といいますか、そういったことでお見えになられる方というのは実際の件数も増えていますが、新規の申請とかは増えている状況もございます。3年度につきましては、少々お待ちください。

3年度は申請をいただいた件数が133件、3年度はございましたが、このうち実際に生保が開始になった方というのは109人おいででございました。差の生じた部分というのは、実際には例えば調査等によりまして、収入やあるいは資産等が確認できたということで、そういったものでご利用いただくということがあってかなというふうにはなりますので、ルールにといいますか、基準にのっとった結果、判定をした結果がこうだということでございます。

例えば今後、最近、先ほど相談が増えてお見えになられる方についてはそこそこ多いというふうなお話を申し上げましたが、これは明確に例えば今コロナの影響等々、いわゆる経済物価高騰とかいろいろお話を言われる部分はあるんですけれども、私どものほうで直接お話を伺っているのは、それが間接的な部分もあるのかもしれませんが、例えばご高齢の方が施設の入所、今まで家族が支えてきたんだけど、それがなかなか難しくなっているというふうなことで、ご高齢の方が結果単独世帯になって、要は生保のほうの該当になるというふうな方も相当数おいででございます。そういう中で、ここに来て相談件数ですとかあるいは申請等も、窓口においてになられる方というのは一定数おいでになられるなというふうに感じておるところでございます。

○委員長（今野裕文君） 24番菅原明委員。

○24番（菅原 明君） 何人かが申請に来られても該当にならなかったという部分があるわけなんですけれども、その方々の該当にならなかった主な理由というものは、どういうことが一番多いために該当にならなかったのかという部分についてお伺いしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 正確に分類をして統計的にというふうな整理しているものではございませんけれども、先ほど申しましたように申請をいただいた上で、実際に扶養義務を有していられる家族がいられるかどうかですとか、あと今、預貯金を含めた資産の状況、こういったもの、収入とか一応調べさせていただきます。そういう中で、例えば要は預金等を保有されているですとか、そういう方が例えばそちらを保有されている預金等も例えば何か目的というところとちょっとあれですけれども、それを活用して生活ができるというふうな認定をされれば要は該当しなくなります。

あとは、そのほかにも、今例えばの話として預金というふうに言いましたけれども、それ以外にも例えば家族の方から一定程度支援が見込めるとか、そういったようなこととか、あと年金等も受給権を有しているのであれば例えばそれを請求すれば一定程度の収入が得られるとか、そういうふうなものが要因として、結果、申請をされても却下になるとか、そういったようなことはございます。

○委員長（今野裕文君） 24番菅原明委員。

○24番（菅原 明君） なかなか申請に来た方も兄弟なり、親類なりもいると、そういうようなことで迷惑をかけたくないというような気持ちのある方もいるのではないかなと推察するわけなんですけれども、あとこの申請に来られた方で、申請したいという思いが医療費の扶助というか、そういった形で何とか大変な生活なのでどうしても医療を受けておきたいので申請したいなというような思いの方もあったのではないかなと思います。お話ししていてそういう感じのことは感じられませんでしたでしょうか。その辺について伺います。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ご存じのように生活保護につきましては、今言った生活そのものの扶助とか、医療とか、そういったものの要は算定というものがいきますので、実際においでになられる方が例えば医療費を直接的にというふうなことなんですけれども、もちろん聞き取りといいますか、お話を伺いながらそういったことをおっしゃられるケースもあることはございます。ただやはり例えば本当に先ほど言った例で言えば、施設入所にざっとこのぐらいかかりそうなんだけれども、それをとて負担することができないですとか、あるいは生活そのものが今もう手持ちの資金がなくて難しいだとか、そういうふうなことでお話をいただくケースが多うございます。

直接的に医療費そのものが払えないというふうなことでというのは、もちろんそういうことをお話の中で伺うと、医療費負担もかかってというふうなことをおっしゃられるケースはありますけれども、医療費をという形での申請といいますか、ご相談ということでは、特にはそんなに目立ったということではないなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 24番菅原明委員。

○24番（菅原 明君） 最後にお伺いしますけれども、いずれ奥州市も自殺の人数も結構多いわけですし、最終的に追い詰められたという気持ちはないと思いますけれども、申請しても受けられなかったというような思いで自分の命を自分で短くしてしまうような、そういう事態が起きてしまうことは避けなければならないと思いますので、基準はかなり厳しい基準があると思いますけれども、その辺を考慮しながら対応していただきたいなと思いますので、その辺について伺います。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 今、委員お話しいただきましたように、生活保護につきましては、やはり最低限の生活の維持ということでの言わば制度でございますので、どうしてもその運用上のルールというのは厳密に、これまでのとおり取扱い実例ですとか、そういうものに基づいて判定をせざるを得ない部分はあります。

ただそうはいっても、例えば生活保護であつたりだとかあるいはいろんな部署もございすけれども、そういう生活困窮を訴えられておいでになられるというふうな部分の例えば先ほどお話しした例で言えば要は生活費がなくて、本当にもう明日の生活も困るような状況だというふうなことがあれば、

例えば社会福祉協議会さんのほうで行っております貸付けですとかあるいは例えばもし土地建物を有していच्छるようであれば、それを担保にしました融資制度のご紹介ですとか、いろんなものをお話を伺いながらご提案できる部分についてはご提案をしますし、何よりもその対応いたします職員については、そういったことを相手の気持ちを理解するといいますか、そういったような意識を持ちながら、何とかそうはいっても制度をまげてということは難しゅうございますので、そういったものを何とか適切な運用、対応ができるように相手の方への十分なご説明も含めながら対処してまいるように心がけたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋浩です。

1点、関連で質問させてください。

この生活保護事業の中で外国人の該当者がいるのか、そして外国人からの相談等があるかどうか確認させてください。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ございます。既に実施をしておる個々具体のケースはさすがにここでは申し上げられませんが、実際に相談にお見えになられて保護に該当したというふうなケースの方もございます。人数については数名程度ということでご容赦願えますでしょうか。個々の具体の話になりかねませんものですから、具体の話については控えさせていただきたいと存じます。恐れ入ります。

○委員長（今野裕文君） 14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

そうしますと、相談件数があって実際に受けている方も数は別としてもあるというようなことの理解でよろしいのか。

あと言葉の関係もあろうかと思います。そういうときの相談の状況というのは、どのような相談体制でやっているのか、伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） これまでお見えになられた方につきましては、いわゆる日常会話といえますか、一定程度は日本語も解されてお話ができる方でした。また、離れて暮らしていच्छるご家族とかあるいは相談を最初に、例えば生保ということではなくてくらし・安心応援室みたいなところでご相談をされたりとかというふうなことで、対応した職員が同行したりとかというふうなことで対応して、そういう中で意思疎通を図りながら制度理解をして、我々からすれば生活保護ですとかいったような内容になりますよといったことについてご説明をさせていただいて、ご理解をいただいているということで対応しているところでございます。

○委員長（今野裕文君） 18番委員のほかに質問される方はおられますか。

18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

1点お伺いをします。

施政方針の総括の9ページ、健康で安心して暮らせるまちづくり、主な施策の達成度合いを測る指

標の中に、指標名、65歳以上人口の元気高齢者のうち住民主体の通いの場に通う人の割合と。その令和3年度の目標値が5%に対して、実績が3.5%として1.5%未達成な状況なようであります。

そこで、3点になりますか、4点になりますか、お伺いします。

この65歳以上の元気高齢者のうち通いの場に通う人の割合と、これを指標にされたその理由をまず一つ教えていただきたいと思いますし、この指標で分母・分子は何と何で何%という指標にされているのかお伺いします。

あと、1.5%等が多いのか少ないのか分かりませんが、いずれ目標に届かなかったというのは、直接、間接的な理由を把握されているとすればお願いしたいと。

あわせて、これについて4年度あるいは5年度に向けた対策等を講じておられれば、それも併せてご紹介いただきたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 佐藤地域包括支援センター所長。

○奥州市地域包括支援センター所長（佐藤徳波君） それでは、委員の質問にお答えいたします。

今ご質問のありましたこの指標、住民主体の通いの場「よさってくらぶ」につきましては、まずは平成29年度から開始してございます。そしてこれは始まった当初から年間20か所、そして毎年300人、10年後には介護予防が必要な高齢者の1割が活動に参加することを目指しているというところから始まってございます。

そして分母・分子の関係でございますけれども、高齢者人口から要介護認定を受けている方は差し引いた、それこそ元気な高齢者の数を分母にし、分子につきましてはその活動に参加したという数のものになります。

そして把握につきましてですけれども、まず、毎年、よさってくらぶに希望するグループがあるわけですが、昨年、その前につきましてはコロナ禍ということがありまして、令和2年度は5団体、それから令和3年度は6団体ということで、それ以前につきましては21から30団体、新たなグループができておりました。そして今年度につきましては、既にもう10団体以上のグループができておりますので、そういった部分で活動を展開しているということになります。

まずは以上でご報告いたします。

○委員長（今野裕文君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） そうしますと、この数字はあくまでもよさってクラブに参加された方々を分子にして、その達成率といいますか、率を出されていると。高齢者人口というのは、これは65歳、これは病院に入院されている方もあるいは施設に入っている方も含めてということなんですね。決して健康人口というのは出せるのかどうか分かりませんが、その健康人口に対するよさってくらぶに参加した割合というのではないということなんですね。

大変いいことだと思うんです。それで私、1割がいいのか、高齢者の全人口に対する1割ですから相当な人数だとは思いますが、やはりふだんから高齢者自ら地域に参加するとか、交流するというのが必要だと思いますので、私はもう少し目標値を高める。全部をなかなか調査は難しいとは思いますが、むしろ私は健康人口といいますか、その方々を分母にしながら、その参加率をできれば3割とか4割に高める取組のほうがいいんじゃないかと。

そして私の地域を見ても、困ると言えば変な言い方ですが、なかなか外に出る高齢者の方々が非常に少ないんですよね。これはコロナとは言いますが、私はどちらかというと住環境が変

わったといえますか、そういうものもあるし、気軽に寄れない、寄れる場所がなくなったということなんですかね。それでなかなか戸外に出る習慣が少なくなったと思いますので、ぜひその辺もう少しその指標の取り方といえますか、私はもっと増やしてほしいので、1割じゃなくて、できれば5割とかというほうが行政としては頑張っているということだし、それを市民に、じゃ、あんたも何ぼしやというふうな運動展開になるのかなというふうに思いますので、その辺ひとつご所見あればいただいで終わりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 佐藤地域包括支援センター所長。

○奥州市地域包括支援センター所長（佐藤穂波君） 委員のご意見、大変ありがとうございます。

私どももできるだけ元気な高齢者が増えていくことを希望してございますので、もちろん健康寿命の取り方というそういった部分については、少し検討させていただくことは必要になりますけれども、もう一つ付け加えますと、高齢者だけではなく、64歳以下の若い皆さんでもこのよさってくらぶのほうに参加してございます。そういった若い世代でもこの効果は必ず現れておりますので、そういった部分も皆さんもぜひご参加いただければというふうに考えております。どうぞこれからもご指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（今野裕文君） いいですか。

ほかに質問ある方はおられますか。

19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 短く質問いたします。

1つだけですが、主要施策の成果に関する報告書の30ページの生活支援ハウス運営事業委託料についてです。

これはほかの項目にもありまして、この内容1、2、3とありまして、江刺高齢者、胆沢高齢者、衣川生活支援ハウス、3点ありまして、冬期だけ希望者に対して一部施設をお借りして住んでいただくと、こういうことだと思うんですが、令和3年度の利用人数、それぞれの3か所、かなりいろいろ空きの状態によってはかなり地域の利用形態が違っていると思うので、この実態についてまずお知らせください。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） それでは、利用実態、利用者数について、こちらは長寿社会課のほうからまとめてご報告したいと思います。

江刺高齢者生活福祉センターにつきましては、昨年度は利用者は13人となっております。ただ利用実績は複数月になっておりますので、延べでいくともう少し増えるかとは思いますが。それから胆沢高齢者生活支援ハウスぬくもりの家につきましては利用者が13名、それから衣川の生活支援ハウスにつきましては4名となっております。

なお、この事業につきましては、委託期間は実際1年間というふうになってはおりますが、ただ実質利用しているのは冬期間というふうな形になっております。もしこれを通年といった場合には、当然委託の期間、委託料のほうも実際変わってくると思いますし、そもそもこの生活支援センターを利用する理由が冬期間、例えば交通手段がなかなか使えないということで生活に苦慮するということで、冬期間その施設を利用するということの目的で行っておりますので、現状としては、利用は冬期間というふうな形になっております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 利用者がかなり希望している方がちょうどいい場所にできるかどうかというのもこれは微妙なところがありまして、江刺の方が例えば衣川の空きがあるのでそっちに行くとか、こういうことはどうなんでしょうか。実際にあるんでしょうか。

同時に、希望者は結構いまして、ただし、部屋数があらかじめ予約の数が決まっているでしょうか。なかなか入れないと、こういうことを聞いておりますが、現実はどうのような問題がありますでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

確かに各施設はそれぞれの地域をまずは優先、例えば江刺の施設については江刺、胆沢については胆沢、衣川については衣川ということにはなっておりますが、ただ現状として空きがあるという部分では衣川の支援ハウスのほうは空きがございますし、実際に今までも他の地域から利用したケースもございますので、その辺は柔軟に対応しておりますということです。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 最後にしますが、例えば江刺の方が衣川に入所しますと、家族からすると結構なかなか行けないと、特に冬場ですので。できればその地域で需要に応じて施設をお借りするのが一番ベターなわけですね。この辺はその希望を取っているんでしょうか。あるいは今後希望を取って、例えば江刺の需要が多ければそこをお借りする部屋を増やすとか、そういうことは今後考えられないんでしょうか。お願いいたします。

○委員長（今野裕文君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） 生活支援ハウスにつきましては、それぞれの施設ごとに定員がございますので、その定員の中での利用というふうなことで現在ご利用いただいているものでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） 以上で福祉部門に関わる質疑を終わります。

昼食休憩のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時10分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

次に、健康こども部門に関わる令和3年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、健康こども部が所管いたします令和3年度一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢医療特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

初めに、健康こども部所管事務における令和3年度 of 取組状況の総括についてであります。

前年度から継続した取組となりますが、新型コロナウイルス感染症対策については、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、コロナ対策に係る各種施策の決定、市民への感染拡大防止に向けた市長メッセージの発信等を行いました。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種については、初回接種、これは1回目、2回目接種になります、及び追加接種、これは3回目になります、を実施いたしまして、コロナウイルスの感染拡大及び重症化の予防に努めました。

通常の業務におきましては、当部は総合計画の大綱にあります「健康で安心して暮らせるまちづくり」を担っている部門であります。

子育て環境の充実に向けては、子育て世代包括支援センターを各種相談対応のワンストップ窓口として、妊産婦や乳幼児への家庭訪問、各種検診を行いながら保護者の育児不安の緩和や支援を必要とする家庭への様々な支援制度の情報提供など、切れ目ない支援に取り組んでまいりました。

保育事業につきましては、保育士等の奨学金返済支援補助や保育士等就労奨励金など、保護者の子育てに対する負担軽減に努めてまいりました。

母子保健事業については、令和2年度に引き続き産後ケア事業を実施し、産後も安心して子育てできる支援体制を確保いたしました。また、妊産婦タクシー助成券交付事業により妊産婦の母体への負担や経済的負担を軽減するなど、厳しい産科医療体制の中、少しでも妊産婦が安心できるよう子供を産み育てる環境づくりに努めてまいりました。

健康づくりの推進については、疾病の早期発見、早期治療や重症化予防のために、特定健診や歯科健診及びがん検診を新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら予定した日程どおり実施することに努めてまいりました。生活習慣予防教室の開催は中止となりましたが、出前健康講座や健診結果相談会については、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行い、可能な限り取り組み、進めてきました。

それでは、令和3年度において重点的に取り組んだ施策及び決算状況について、資料、主要施策の概要に基づき、主なものをご説明申し上げます。

初めに、一般会計であります。

11ページをお開きください。

少子人口対策事業経費は、子どもの権利推進委員会に係る報酬と子どもの権利啓発のカード、パンフレット作成で20万8,000円であります。

27ページをお開きください。

婦人保護事業経費は、6名の婦人相談員が女性に係る諸問題について相談、支援とその問題解決に取り組み、その決算額は1,744万8,000円であります。

飛びまして、37ページになります。

特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金で、決算額は7億5,758万1,000円あります。

39ページをお開きください。

後期高齢者医療事業経費は、岩手県後期高齢者医療広域連合への後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者健診・歯科健診の委託料などで、決算額は14億2,275万6,000円、下段の特別会計繰出金

は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、決算額は3億3,772万6,000円であります。

41ページをお開きください。

児童扶養手当経費は、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のための手当の支給に係る経費で、決算額は4億1,247万2,000円であります。

42ページの上段、家庭児童相談経費は、5名の家庭相談員が家庭や児童についての相談、支援とその問題解決に取り組み、その決算額は243万円であります。同じく中段、子ども医療費支給経費は、乳幼児医療費の扶助費等で、決算額は2億8,554万8,000円であります。下段、妊産婦医療費支給経費は、妊産婦医療費の扶助費等で、決算額は4,844万円であります。

次に、43ページ上段、ひとり親家庭等医療費支給経費は、ひとり親家庭等医療費などの扶助費等で、決算額は1億837万円であります。同じく中段、コロナ対策、子育て世帯に対する生活支援特別給付経費は、低所得の子育て世帯に対する給付金で、決算額は1億213万円であります。

次に、44ページ上段、保育所運営経費は、児童の健やかな育成のため、公立保育所運営や一時預かり、延長保育を行い、その決算額は3億276万8,000円であります。

次に、46ページ、子育て支援事業経費は、ファミリーサポートセンター事業の委託や生後4か月赤ちゃん全戸訪問の実施、地域子育て支援センターの設置などで、決算額は5,405万円であります。

47ページの上段、心身障がい児福祉推進事業経費は、発達に援助が必要な就園前の児童の相談、支援のため、発達支援センターの設置や療育事業を実施し、決算額は3,745万6,000円であります。次に下段、放課後児童健全育成事業経費、放課後児童クラブの実施で、決算額は4億124万9,000円であります。

次に、49ページの下段になります。保育所保育事業経費は、民間事業者への保育所委託のほか、障がいを持った児童への支援員の配置や病児保育事業等への補助金で、決算額は17億9,620万円であります。

飛びまして、52ページをお開きください。

児童手当経費でございます。中学校までの児童を養育する家庭への児童手当費の支給等で、決算額は15億2,426万2,000円であります。

次に、53ページ、子ども・子育て支援事業経費は、民間事業所が設置する認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所への支援給付等で、決算額は19億1,213万5,000円であります。

次に、54ページ下段になります。コロナ対策、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費、これは18歳までの児童への臨時特別給付金で、決算額は15億6,306万3,000円であります。

次に、55ページ上段になります。認定こども園運営費は、公立認定こども園の運営、維持管理に係る経費で、決算額は1億7,289万4,000円であります。

飛びまして、59ページをお開きください。

上段、保健衛生総務費のうち、総合戦略、コロナ対策を除いた分として、岩手県国民健康保険団体連合会医師養成事業負担金や達者の里バスの運行委託費で4,373万3,000円あります。同じく中段、総合戦略の保健衛生総務費は、不妊治療費助成事業等で1,199万6,000円あります。

次に、60ページ及び61ページの上段、母子保健推進事業経費は、妊産婦健診及び乳幼児健診などの健康診査、健康教育、相談指導等により母子の健康の保持増進に努める事業を実施し、9,275万5,000円あります。

次に、61ページ下段、総合戦略、母子保健推進事業経費は、産後ケア事業、妊産婦タクシー乗車券助成事業等で249万円であります。

次に、62ページ上段になります。救急医療対策事業経費は、休日診療所、夜間診療所開設に係る負担金、病院群輪番制病院運営費の補助金等で4,420万3,000円であります。

次に、63ページ上段、コロナ対策、保健センター管理運営経費は、新型コロナウイルス感染症対策として、悠悠館でのトイレ便器洋式化及び手洗い水栓自動化工事等で399万7,000円であります。同じく中段、事業会計負担金等は、24億2,878万1,000円のうち、病院事業会計への負担金・出資金で、合わせて15億3,131万9,000円、同じく下段、特別会計繰出金は1億1,707万6,000円のうち、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金で、決算額は917万6,000円であります。

次に、64ページの上段、医師養成奨学資金貸付事業経費は、同資金貸付分として病院事業会計出資金2,880万円であります。同じく下段、コロナ対策、地域医療推進事業経費は、新型コロナウイルス感染症の影響による市内医療関係機関の体制維持を図るための支援金で4,869万円であります。

次に、65ページ、予防接種事業経費は、定期予防接種の委託料等で2億6,135万8,000円あります。

次に、66ページ上段、コロナ対策、予防接種事業経費は、新型コロナウイルスワクチン接種経費として、接種に係る医療機関への委託料、接種券の発送やコールセンター及び集団接種会場の設置運営費等で11億6,662万8,000円あります。

66ページの下段、保健対策推進事業経費は、主に各種がん検診を実施した経費で1億4,148万5,000円あります。

次に、67ページ、健康増進事業経費は、健康増進法に基づく健康診査等を実施した経費で1,198万円あります。

次に、68ページ、精神保健事業経費は、奥州市自殺対策計画に沿って普及啓発事業や相談事業を実施したほか、ゲートキーパーの養成を行うなど、自殺対策に取り組み、決算額は86万2,000円あります。

以上が令和3年度一般会計、健康こども部所管の決算の概要であります。

次に、特別会計に移ります。

当部が所管します国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計とも、それぞれの事業の目的達成のため、効率的な財政運営に努め、適正に事務事業を進めてきたところであります。

まず、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算であります。

主な項目と決算額を主要施策の成果でご説明を申し上げます。

主要施策の成果173ページをお開きください。

下段、一般被保険者療養給付経費は、医療費に係る法定負担割合分としての支出で、決算額は64億7,091万5,000円あります。

次に、174ページ下段、一般被保険者高額療養経費は、自己負担限度額を超えた医療費分についての支出で、決算額は8億9,624万円あります。

次に、175ページ中段、出産育児一時金給付経費は1,614万1,000円あります。

次に、176ページの上段、一般被保険者医療給付費分は17億9,137万6,000円、同じく2段目、一般被保険者後期高齢者支援金等分は6億6,902万1,000円、同じく3段目、介護納付金分は2億115万7,000円で、いずれも負担金であります。

飛びまして、178ページの上段になります。直営診療施設勘定繰出金は、決算額は3,963万8,000円で、病院事業会計負担金等であります。

次に、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）についてご説明いたします。

主要施策の成果179ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）は、江刺地域の直営診療施設及び発熱外来として開設した臨時診療所の医療事務、施設管理の報酬、委託料等の維持管理経費で、一般管理経費の決算額は1,211万円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

主要施策の成果180ページになります。

3 段目、後期高齢者医療広域連合納付金は13億784万7,000円で、負担金であります。

以上が健康こども部所管の令和3年度の一般会計・特別会計の決算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（今野裕文君） 執行部側にお願いいたします。答弁する方は、委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋浩です。

私は、主要施策の成果に関する報告書40ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、この中の子どもの居場所づくり推進事業補助金46万8,000円、この執行状況と事業内容のご説明をお願いいたします。

2 点目は、同じく59ページ、4 款 1 項 1 目、中段の健康衛生総務費の中の不妊治療助成事業、この2点について質問いたします。

先ほど1 点目については、質問の趣旨は伝えました。2 点目のほうですが、これは（1）（2）と62件、26件、それぞれ件数等はございますが、治療費の一部の助成ということです。治療費の一部とはどれぐらいの治療費の補助なのか、実態と事業内容、目的と効果についてお尋ねをいたします。

2 点お伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、委員からの1 点目の子供の居場所づくりの件についてお答えさせていただきます。

子どもの居場所づくり推進事業補助金ですが、具体的には、子ども食堂の最初の立ち上げに係る補助ということで、今回は1 件だけなんですけれども、水沢南地区のみなはじ実行委員会のほうに補助をさせていただいております。執行は令和4年3月4日に決定をしております、3 月中に一度子ども食堂をやっていたということなので報告をいただいております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、私からは不妊治療に関してのご質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。

不妊治療につきましては、令和4年、今年4月から保険適用が開始されたということで、3 年度中につきましては県の補助事業、それから市の助成事業等でこの保険適用外の分を助成、支援してきた

ところでございます。

昨年中の金額の中身になりますけれども、一般不妊治療ですと、これは限度額10万円という形で助成してございます。それから特定不妊治療、これは体外受精とか顕微授精といった内容になりますけれども、限度額を5万円という形で、県の補助事業に上乗せする形で市が助成しているという状況にございます。

この不妊治療の事業につきましては、4月から保険適用ということで、今後もこの不妊治療につきましては大変治療費が高額になるということもございまして、市としましては、一般不妊治療及び特定不妊治療について、人口対策の対策分としても今後も続けていく必要があるというふうに思っております。

ということで、そういったことから引き続き令和4年度もこの不妊治療の助成事業につきましては、継続して対応してまいりたいというふうに、今後も引き続き対応してまいります。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

子どもの居場所づくり補助金、これは1件ということでしたけれども、今後、広報に努めまして各地区で子供の居場所づくり、全国的にもいろんな活動をされておるところでございます。地域で子供を育てていくというような観点から、手厚い補助等の活動を続けていただきたいと思いますところがございます。

それと不妊治療につきましてはですけども、これも人口減少の直接のカンフル剤といいますか、出産につながるような、人口の拡大につながるような直接の事業でございます。このまま令和4年度の事業を継続しているというようなことでお話を受けました。当然必要だと思いますが、さらに例えば事業の補助の拡大であったり、広報であったり、もう少し努めなければいけないところもあるのかなという思いもございます。その辺のご所見なり考えをお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 市といたしましては、この不妊治療につきましては保険適用になったということも含めまして、これからの今年度の助成対象の範囲ということで、保険が適用されない人工授精の治療費を対象として3年度まではしてまいりましたけれども、今年度は保険適用になった分のその治療に係る一部の負担金を対象にして保険適用になったんですけれども、自分の手出しの分を助成するという形で再度手厚くといいますか、保険適用になってさらに自己負担が少なく済むように、そういった制度で支援してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、これからの予定ですけども、現在、この不妊治療制度につきましては、3年度と4年度の切替えがうまくといいますか、引き続きの形、この保険適用の部分もうまく切り替わっていないといいますか、周知になっていない状況にございます。そういった部分も含めて医師会の先生方ともご相談しています。そして皆さんに周知していただくように協力をお願いしておりますし、さらに市の制度、県の制度、そうしたところを整理した形で、ホームページ等でお知らせしながら助成を支援してまいりたいと、助成というのは支援の部分の助成をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ごめんなさい、子供の居場所の答弁。

千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） 子供の居場所の件、ありがとうございます。

実は、私どものほうの補助については立ち上げの部分だけなんですけれども、運営の部分については、社会福祉協議会さんのほうが赤い羽根の募金の基金とかを使って運営の支援をしております。ということで、市の補助を使わないで去年、社会福祉協議会とやった団体が3団体ありました。私どももそういった社会福祉協議会さん、それから食材を提供してくれる民間企業さんと去年連携協定を結んでおりますので、そういった方々と協力しながら、ますます地域のほうで子供の居場所としてつくっていただけるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

所見を伺って終わるという一言を付け足したんですけれども、もう一つ、先ほど来お伝えしていましたが、この事業はやはり子育てであったり、人口増につながる非常にいい事業だと思います。もちろんホームページで周知していただくのはそのとおりなのですが、メディア、例えば奥州エフエム等でも発信しておりますけれども、ああいうところで頻繁にこういう補助、特にも不妊治療については、これは保険適用になったりとかしていますので、かなり時期的なこともありまして、かなり強く知らしめたほうがいいと思います。その辺を再度伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） 先ほど広報の課題についていろいろ委員とかから出ていますけれども、まさに大きな課題だと思っています。今おっしゃった件も、これは結構若い世代が利用する情報といえますか、つまりぼちっと奥州が一番効果を発揮する分野なんですね。ですから、今までですと探しに行ってみつからないという状況から偶然にも見つけるというか、偶然にその情報をぼちっと奥州で見つける、見つけやすいような情報の提示をする、これは喫緊に取り組むべき課題だと思っています。

それから秋からはラジオ放送で私が出ていろいろ広報する機会も設けますので、そういう場で新しい制度であったり、どう使えば効果的かということも含めてアナウンスできるようにしたいと思っています。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 9番小野です。

子どもの居場所づくり推進事業に関して、関連してお伺いたします。

3年度の新規開設が1件ということでしたけれども、これまでこの事業を活用して立ち上がった居場所の件数というものが累積数が分かればお示してください。

それからこちらの事業、事務事業評価調書のほうではB1ということで、目標がある程度ある上での評価だと思われそうですが、最終的な目標数というものがあるのでしたらこちらもお尋ねいたします。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それではお答えさせていただきます。

この子どもの居場所の補助金につきましては、令和元年10月から立ち上げたもので、令和元年は残念ながらなかったんですけれども、令和2年度に1件、令和3年度に1件、新規で立ち上げてやっていただいております。基本的に私どものほうで補助をするときには、毎月、子ども食堂プラス学習支援もしくは何かの体験的なものやってくださいということを前提に補助を出しているものでございます。このほかに社協のほうでお手伝いいただいているのは、どちらかというと単発的なものがあるんですけれども、私どもとしては、その単発的なものを継続的にやっていただけるような取組をしたと考えておりました。

主要施策のほうでの目標はB1というところだったんですが、立ち上げについては大体年間1件ぐらいつつということで予算を措置していたので、まず1件は確実に立ち上げたいなと思っておりましたが、その中でもなかなかその毎月できていないという部分があることから、評価のほうはB1で、立ち上げたところが毎月やっていただける状態であれば、もちろん私どもの評価も上げたいなと思っております。

ただ昨今のコロナの関係で毎月できないという事情もあることから、そこも補助を出している団体さん方にもお願いしづらい部分というのがあることはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） 2番宍戸直美です。

大きく4点お伺いいたします。

主要施策の成果に関する報告書11ページ、41ページ、42ページ、61ページについてお伺いいたします。

1つ目に、11ページの少子人口対策事業経費についてお伺いいたします。

本年度は20万8,000円で決算され、子どもの権利に関する発信、啓発を行ったとありますが、少子人口対策とどのようにつながったのかをお伺いいたします。

また、子どもの権利は児童の人権を尊重するものでありますので、例えばですが、民生費や児童福祉費などに項目を見直していただけないかもお伺いいたします。

2点目に、41ページ、少年センター管理運営経費についてお伺いいたします。

子ども・若者育成支援事業について、ほっと・ひろばの運営を開催回数18回、延べ参加者が150名と掲載されていますが、こちらの利用者というものは当事者の若者でしょうか、それとも家族でしょうか、お伺いいたします。

3点目に、42ページの家庭児童相談経費についてお伺いいたします。

こちらの相談に不登校の相談が7件ございますけれども、こちらも当事者の生徒でしょうか、それともご家族でしょうか、お伺いいたします。また、教育委員会さんとはどのような連携体制を取っているのかも伺いいたします。

そして市のホームページなんですけれども、子ども・若者相談窓口として市に相談窓口がホームページに設定されていますけれども、こちらの相談窓口、11ページも41ページも42ページも全て窓口の電話番号が一緒なので、ほっと・ひろばに関しましては市の広報にしか情報が掲載されていないので、こちらのホームページに掲載していただいたり、今、相談対象は小中学生が対象から外れているのかなというところがございますので、ワンストップサービスで利用者の利便性を図っていただけたら

いかもお伺いいたします。

4点目の最後に、61ページの母子保健推進経費についてですが、訪問ケアサービスの産後ケアの訪問ケアサービスのスタッフの人数をお伺いいたします。また、今年度はさらに訪問ケアの利用者が増えているというふうにお伺いしているんですけれども、今後、訪問ケアのスタッフを増やす考えがないのかも伺いいたします。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、私のほうから1点目の子どもの権利が少子人口対策にどのように結びついているかということと、あとはその位置づけとして3款民生費なりに置いたほうがいいんじゃないかというお話の部分にお答えをしたいと思います。

子どもの権利につきましては、子どもの権利条例をうちのほうでは制定をしております。今まで人口減少対策というのを長年やってまいりましたけれども、なかなか結果が伴わなかったというのが一つあると思っております。そこら辺の原因を突き止めていくと、やはり1つは子供の視点に立った制度の設計ができていなかったんじゃないかということが考えられるところであります。

そういったところから、この子どもの権利ということで子供の視点から子供を取り巻きます環境をしっかりと理解いたしまして、地域社会もそれをしっかりと理解した後押しをしていくというような取組をすることが長い目で見れば人口減少対策の効果になるんじゃないかというふうに思っております。

ただ以前、子どもの権利条例ができたときに、少子人口対策室というのが政策部門のほうに設置された組織としてありました。そちらのほうで管理していたというのもありまして今の場所に置いている形にはなっていますけれども、今度、こども家庭庁ができて、その中で子どもの権利なり、子供の居場所なりということがいろいろ議論をされております。そういった意味からも私ども今の位置でいいのかあるいは3階に持っていったほうがいいのかというところは、来年度に向けてしっかり議論したいというふうに思っております。

2点目から4点目まではそれぞれ担当からご説明をいただきます。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、ほっと・ひろばの参加者の延べ150人の内訳なんですけれども、この中に当事者が104名となっております。親の会の方が14名、ほっと・ひろばは市と親の会と保健所さん、3者の共催になっているので、行政関係者が32名の合計150人の延べの参加となっております。

あと42ページの家庭児童相談の中の不登校の相談なんですけれども、私どものほうにお電話いただくのは、基本的に親御さんのほうからとなっております。基本的には、こちらのほうではお話を聞いた上でできる対応、例えばその方が何か権利を阻害されているということであれば、そういったところを除去するような取組をいたしますし、不登校のことで学習支援ということであれば、フロンティア奥州のほうをご紹介しますとかという形になります。

教育委員会のほうとは、まず年に1回は家庭相談員と教育委員会との顔合わせの会議は持ちます。今年はコロナで中止になってしまったんですけれども、去年はそこで顔合わせをしますし、あと毎月1回は教育委員会のほうから不登校の状況とかの情報提供をいただきながら私どもの業務のほうに生

かしておりますし、私どものほうで入手した様々な虐待を含めた子供の状況については、必要があれば教育委員会のほうに情報提供して、チームとなってその解決に取り組んでいるところでございます。

あと5点目の窓口の電話番号が同じというところで、これはダイヤルインの関係で全部同じになってしまっているというのは申し訳ございません。

あとほとと・ひろばの部分がホームページに載っていないというところは、すみません、私も意識しておりませんでしたので、ここは早急に改善させていただきたいと思います。

子育てガイドのホームページを実は今まで止まっていたんですけども、今年度から今、順次公開できるところから公開しておりまして、まだ全部の公開はし切れていないんですが、早急に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

あと小中学生がその相談の対象から外れているのではないかというお話なんですけれども、一応、今回、子どもの権利の関係で小中高校生に配るカードがあるんですが、そちらのほうには市役所の電話番号とか載せていますし、当然市役所に直接かけていただいても結構な形にはなっているんですが、学校のお子さんたちはどうしても身近な先生方にご相談されるということのほうが多いのかなと思っておりました。なので、決してこちらのほうで対象から外しているわけではなくて、PRが足りないという部分があれば改善はさせていただきたいと思いますが、外している意図はないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、私のほうからは、産後ケア事業の訪問ケアについてお答えさせていただきます。

訪問ケアのスタッフについてでございますが、職員の助産師1名と、それから契約している委託の助産師が1名ということになっております。主には訪問ケアのほうは委託している助産師のほうをお願いしているという状況です。

今後につきましては、水沢病院での産後ケア事業ができなくなっておりまして、訪問のほうが増えているという現状ではございましたけれども、何とか水沢病院での産後ケア事業の再開を目指すというところを今目標にしておりますので、それができないましたら訪問ケアのほうもスタッフが増えればよろしいとは思っていますが、まずは需要としては日帰りなり宿泊なりというケアのほうも必要であろうと思っております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） 1番と2番については了解いたしました。

3番についてなんですけれども、先生に相談ができないお子さんというか、先生との悩みというのも子供はございますので、学校だけじゃなくてこういった窓口にも子供が直接相談できるように、ホームページのほうとかは更新していただけたらなというところでお伺いいたします。

あと4番目の今の産後ケアについてなんですけれども、今、県の利用促進事業費補助金によって全ての産後ケアが無償化とされていますので、本当に出産もできない、産後ケアも受けられないじゃ、やっぱり奥州市で子供を育てようと思う女性は本当に少なくなってくるんじゃないのかなと思いますので、早期に早く水沢病院で出産ができるようにしていただきたいなと。出産じゃなくて、すみませ

ん、産後ケアが受けられるようにしていただきたいなと思います。この点についてお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） ご指摘ありがとうございます。

確かに先生方に相談できないお子さんもいらっしゃると思いますので、ホームページのほうには市の電話番号、それからフリーダイヤルでつながるような相談先とともありますので、そういったものを含めて子供たちが相談できるような体制は整えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、産後ケア事業についてお答えをいたします。

産後ケア事業につきましては、コロナのデルタ株のときにやはり感染された方が非常に危険だということで一旦止めたという経緯があります。その後、オミクロンが流行したことで、今度はその職員の体制が組めないような状況になってしまったというのが今課題となっておりましたので、そこを何とか改善できるような方策を今取って、できるだけ早い再開を考えております。

いずれ今、私どものほうでも、産後ケア事業は非常に大事であろうというふうに思っておりますので、なるべく早い再開を目指してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

産後ケアについてお伺いしたいというふうに思います。

今、アウトリーチの部分、訪問の部分しかやられておられないということでございます。令和3年は日帰りケアも5人ほど受け入れられて、訪問ケアのほうで58人という実績のようでありますけれども、アウトリーチ、訪問のところでは、家事支援はやられていないということになります。一番産後の女性の体を守っていくためには、赤ちゃんとの関わり方をしっかり指導していただくというのももちろんなんですけれども、体を休めていただくということも大変重要になってまいりますので、今、宿泊ケア、日帰りケアが中止されております。特に訪問ケアでお1人の助産師さんでやっていたようでございますけれども、家事支援ということもぜひ検討していただけないかお伺いしますし、あと奥州市で出産ができないということになっておりますので、産前ケアについても検討しなければならないのではないかというふうに思いますけれども、この点お伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） ただいまご質問いただいた件についてお答えいたします。

家事支援についてというご質問をいただきました。産後ケア事業というか、産後だけでなく、子育て中のお母さん方には必要なことであろうと思っています。これにつきましては、私どもだけでなく、保健事業ということだけでなく、児童福祉も含めた形で今後検討が必要であろうと思っております。

それから産前ケアということについてお答えいたします。

今のところは、母子健康手帳交付時に個々に面談をしましてプランを立てて、今後、このように妊娠中は過ごしてくださいねということでお話をさせていただいております。その中で、やはり心配

な方もあろうかと思しますので、そこについては、随時私ども保健師、助産師のほうで相談対応をしていくということで、現在のところは対応しているところです。

産前のケアとしての需要というか、ニーズについては把握できておりませんので、そこについては調査もしながら必要な事業を検討していくということで対応してまいりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 12番高橋晋委員。

○12番（高橋 晋君） 12番高橋晋です。

1点だけご質問いたします。

主要施策の47ページ、放課後児童健全育成事業経費に関してでございます。

放課後児童クラブを32か所開設していただいておりますけれども、こちらの施設の1か月の保護者が負担する料金は幾らなのか。それからお試しというか、体験入学というか、体験クラブといいますか、そういう制度が32か所にあるのか、そこら辺をお知らせください。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それではお答えさせていただきます。

放課後児童クラブの制度なんですけれども、基本的には利用料金、本来かかる金額の2分の1が親御さんが負担するという国の制度設計になっておりますが、今、奥州市では、基本の金額を月額2,000円ということにしておりました。ただこれのほかに実費が加わりますので、実費とおやつ代とか、なので幅がありまして、おやつを出さなければ2,000円なんですけれども、多分ほとんど今はおやつを出しているので、2,000円プラスおやつ代、それからあと民間事業者さんでやっているところは、もうちょっといろいろなメニューがあるので、今5,000円ぐらいまで実費、トータル5,000円ぐらいになるくらいまで取っているという形になっているはずです。事業者ごとに料金設定はしておりますので、その実費の部分については私どものほうで指定するものではないので、それに今、手元にはそういった資料はないんですけれども、幅があるところで、基本は2,000円以上取っているということになります。

お試しの部分なんです、基本的には、こちらとしては、委託上は必要があるから預けてもらわなきゃいけないということなので、誰でも使える制度ではないことから、お試しという考えを持ってなくて、途中で合わなくて退所される方もいますし、特に高学年になると入れないという部分はあるんですが、その人数も減ってきて、友達が行かないから途中でやめちゃうとかということもあったりはするということで、お試しではなくてやめるのはいつでもやめられますという形になっています。だから途中から入りたいとなったときでも、空きがあれば入れるような形、町場だと難しいんですけども、一応そういうことでお試しというところは考えてはいない状況です。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 12番高橋晋委員。

○12番（高橋 晋君） ありがとうございました。

実際に利用者のほうから、どういう理由でやめるのか分かりませんが、1か月たたないうちに退所といいますか、クラブをやめるというふうなことがあったときに、1か月分丸々お支払いしなければならぬというのがちょっと負担になるなということで、子供が慣れる慣れないというのも預けなければならぬから頼むんでしょうけれども、それにしても子供がなじまなかったり、様々な理

由でやめなければならないことが実際にあるようですので、そのときに体験のような制度があると喜ばれるのではないかとということなんですけれども、そちらのほうご所見を伺いたと思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） そうですね。どうしてもこの事業自体は全体的に委託して民間事業者の創意工夫によってやっていただいているものなので、要は途中で定員が抜けちゃうとその人件費的なところの負担も事業者に増える可能性もあることから、その体験のところを全ての事業者さんにできるかどうかというお約束はできないんですけれども、そういったお声があったということから、体験入園なり見学会みたいなものなりがあって、状況が分かるような取組ができるような形を取れないか、事業者さんのほうには打診してみたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 20番飯坂一也委員。

○20番（飯坂一也君） 1件お伺いいたします。

評価調書62ページにあります後発医薬品の件になりますけれども、ジェネリック後発医薬品差額通知を行う、それで令和3年度においてジェネリック医薬品、後発医薬品の使用割合は、奥州市はどの数値になっているかにお伺いいたします。

岩手県においても後発医薬品使用促進ロードマップをつくって促進を図っているところで、この件についてお伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ジェネリック医薬品の発行といいますか、利用状況、占める割合ですけれども、全体の84.6%が奥州市での数字でございます。年3回、これまで通知を差し上げて、その利用状況を促進させているという状況でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 20番飯坂一也委員。

○20番（飯坂一也君） 令和元年の数値を記録しているんですが、79%ということのようなのでかなり上がっていて、それで次の質問ですが、ジェネリック使用割合が指標の一つとなっている保険者努力支援制度、この件について奥州市はジェネリック医薬品については満点になっていて素晴らしいと思います。また、ほかの点についても様々指標に表れているので、このあたりはどのように受け止めているかについてお伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 30年度の数字ということで79%という数字でございました。元年には82.2%、それから2年度は83.8%、3年が84.6%ということで、年々この数字は1%ぐらいずつ上がってございます。職員、しっかりこの通知に関しては対応をいたしておまして、様々なお問合せもございます。そういったことに対して、この通知に対しての質問に対応しているとか、あと保険者努力支援の部分でも、県内の他市よりも非常に取組を頑張っているということもございまして、非常に職員の励みにもなってございます。

そういった形で国保事業を職員が一つ一つこういった形で頑張った成果が数字で表れるというのは励みになっておりますので、今後もその努力支援について他市以上に、他市といいますか、今まで以

上にまた頑張っていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 20番飯坂一也委員。

○20番（飯坂一也君） この努力支援制度で言えば、トップが久慈市で648点、奥州市は632点、ジェネリックは強みになっていますが、弱みがあって、奥州市の弱い点があって、特定健診がマイナスポイント、それからがん・歯周疾患検診、これも弱くなっています。がん検診の状況も主要施策に出ていますけれども、コロナで悪いのかなというふうに受け止めたんですが、ただそれでも他市に比べて弱いということがあります。この2つの数値が上がれば岩手県内でトップ、トップが目標ではないので、目標というか、目的はあくまで住民の予防、健康づくりだと思いますので、また交付税に反映されるということですので、この弱い点についても特に意識して取り組んでいただければと思います。伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） 特定健診、がん検診等の健診についてのご質問いただきました。

私どもとしましては、受診率の向上ということを目指しましていろんな策を取っているわけでありまして、特定健診では受診勧奨をするだとか、がん検診であれば住民の受けやすいような夕方の検診であるとか、あと女性を限定した形でのレディース検診をやってみるだとか、そういったことで受診率向上に向けた取組はしているところでございます。

コロナの影響とは言いませんけれども、若干そういう傾向はあるのではないかなというところもございしますが、なるべく検診を受けていただけるよう、受診率向上に向けては対策を今後も取ってまいりたいと思っております。

○委員長（今野裕文君） ここで、2時25分まで休憩いたします。

午後2時11分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後2時25分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、健康こども部門の質疑を行います。

9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 9番小野です。

3点質問させていただきます。

1点目、2点目が主要施策の成果に関する報告書41ページの少年センター管理運営経費について、3点目が主要施策の成果報告書の46ページ、子育て支援事業経費についてです。

1点目、2点目、まずは少年センター、それからほっと・ひろばの開催日数が令和2年度よりも減少しておりましたけれども、その要因について伺います。

それからほっと・ひろばに関して、令和3年度、こちらの事業に新たに参加された方の人数が分かるようでしたらお示してください。

それから46ページの子育て支援事業経費のファミリーサポートセンター事業委託料について伺いますが、こちら2年度の報告書には、子育て短期支援事業が実施できなかったということが記載さ

れておりましたけれども、この事業に関して令和3年度は実施したのかどうか確認させてください。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、お答えさせていただきます。

少年センターの街頭補導とほっと・ひろばの日数が令和2年度に比べて減ったというご指摘でしたが、こちらにつきましては、去年の9月と年が明けての2月にコロナの蔓延の関係もあって、9月は施設が閉鎖されたというのがありますし、2月はコロナ蔓延状況を見て開催を中止したということで、全体的な日数が減っております。

ほっと・ひろばの新規の方なんですけれども、残念ながら令和3年度と今年は新規の方はいらっしゃらなくて、ただ過去には、令和2年はお2人、令和元年は4人の新たなメンバーを迎えてやってきたということもありまして、最近は新しい人が来てはないというような状況になっておりました。

あと、続きまして、46ページのファミリーサポートセンターの件だったんですけれども、実はここはファミリーサポートセンター事業と子育て短期支援事業は別メニューになっておりまして、それぞれ委託料ということで予算は要求して計上はしていたんですけれども、子育て短期支援事業をこちらはショートステイと呼んでいるものなんですけど、保護者の疾病や冠婚葬祭、それからレスパイト的なところでも使えるんですけれども、児童養護施設に一時短期的に預けるという事業でありまして、契約上は4施設と契約をさせていただいておるんですが、どうしても一関市、花巻市、乳幼児だと盛岡市にしか預けられなくて、そこまで連れていくという手間がなかなかひどくて、打診はあったんですけれども、実際はやっぱり親戚に見てもらうことになりましたので使わないですということで、去年1件申込みがあったけれども、途中でキャンセルになったという事例がありました。

よって、事業をやっていないわけではなくて、契約までは行っているんですけれども、その実績としての利用はなかったというのが現状でございます。

ファミリーサポートセンター事業は、社会福祉協議会にお願いして行っているやつで、それも預かりとか、子供の送迎とかをやるやつなんですけど、お任せ会員とお願いする会員等がそれぞれ会員登録して社協のほうでマッチングしてもらって、子育て支援のサービスを受けるという制度になっておりまして、ショートステイとまた別なものとなっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 1件目、開催日数については分かりました。

あとほっと・ひろばは3年度、それから今年度も今のところ新規はないというお話でしたけれども、実は先日の教育委員会の際に、中学校3年生卒業時点で不登校というか、高校に進学できず少し空白になってしまうような子供さんがいるという数字が3年度にかけても示されたわけですが、そういった中学校を卒業して高校に入れなかった子供たちというのが一つのルートとしてほっと・ひろばに来るようになればいいのかなというふうに思っておりますけれども、この点の情報共有といったところは、先ほど少し説明がありましたけれども、教育委員会とどのようになされているのか、それから新しい方が増えることは決していいことではないんですけれども、行き先が分からないというところに関してはやはりそういった適切な情報が届いてほしいと思いますので、その辺に関しての取組、何か実施されているようでしたらお尋ねいたします。

それからファミリーサポートセンターの事業に関して、こちらも分かりました。大丈夫です。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） 中学校で不登校で、その後高校に入らずというというお子さんの方についてなんですが、全てこちらのほうで対応させていただいているわけではなくて、どうしても本人のご意向もあるということで、相談があった方にしか対応できていないというのが現状です。

高校に上がる年のお子さんですが、中学校の頃から何かちょっと不安のあるお子さんについて、基本的に中学校までは家庭相談員のほうが対応するんですけども、そこにそれ以上高校のほうまでもしかしたら支援が必要かなというときには、子ども・若者支援相談員も入って、まず、どちらかというとほっと・ひろばに連れてくるというよりは、まずそのお話を聞きながら傾聴に努めているのが現状です。ほっと・ひろばにいらっしゃる方はどうしてももうちょっと上の年代、40代までオーケーにしているので、高校生だとなかなか来づらいのかなというところで、今、高校生に入る年齢のお子さんは来てはいないはずですね。そこら辺について電話相談とか、必要に応じて来ていただいたりとか、家庭訪問をしたりしてそのフォローはしておりますし、中学校からのつなぎという部分で教育委員会のほうとも相談しながらやらせていただいております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） 1 番佐藤美雪です。

大きく 5 点お伺いしたいと思いますので、分けて質問いたします。

3 点、まずお伺いします。

1 点目は、主要施策の42ページ、児童福祉費の家庭児童相談経費についてお伺いをいたします。

家庭相談員 5 名を配置して、家庭相談における家庭や児童に係る諸問題についての相談指導を行って問題解決に努めたとあります。

そこで、昨今痛ましい事件が増えているのが児童虐待による被害です。警察への通報が大幅に増え、児童相談所と市町村の相談対応件数も増えていると言われております。主要施策では86件となっておりますが、ここ数年間の状況はどうなっているかお伺いいたします。

2 点目です。こちら主要施策53ページ、教育・保育施設再編準備委員会が 5 回開催されたとあります。この内容についてお聞きします。特に水沢の佐倉河幼稚園、羽田幼稚園についての議論がなされたのかお伺いいたします。

3 点目は、主要施策28ページ、先ほど福祉部門でもお伺いしたんですけども、医療・介護従事者奨学金返済支援事業についてです。33件のうち21名の方が医療職のほうで支援を受けられたとお聞きしましたが、その詳しい内訳をお伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、まずは 1 点目の家庭相談、虐待の件数についてお話をさせていただきます。

令和 3 年度は86件だったんですけども、令和 2 年度が71件、令和元年度は32件、その前は21件ということで、令和 2 年度から急激に増えている状況になっております。実際の虐待だけではなくて家庭相談に関わる部分も令和元年から令和 2 年にかけて、令和元年、新規の分なんですけれども、新規

70件の分が令和2年138件、令和3年度が133件ということで、ここら辺、コロナとの状況があるのかどうか何とも言えません。国のほうでは、コロナで緊急事態宣言が終わった後も虐待の件数が減らなかったことから、コロナだけが原因ではないというような見解をその当時されていたこともあるんですが、やはりこちらのほうも何がしかのコロナ禍の関連があるのかなとは思っておりました。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私から2点目の部分についてお答えをいたします。

昨年度行われました教育・保育施設再編準備委員会についてでございます。

公立施設の再編に向けた検討を各地域で行っていただきたいということで、各地域におきまして準備委員会ということで開催をしていろいろご協議をいただいたものでございます。水沢については昨年の8月5日でしたけれども、水沢の委員会が行われております。この中では、確かに幼稚園というところでいいますと、佐倉河幼稚園、また羽田幼稚園というところで閉園についての検討ということでの内容でございましたので、その部分についてのお話というのも出たところでございます。もちろんそれだけではなくて、ほかの視点もあったわけなんですけれども、その中では、当課といたしましては地区というような単位ではなくて、まず大きく地域と、水沢地域、江刺地域と、そういったような形で地域を単位としてまず考えていきたいと。あとはその地域内での施設の数であったり、子供さんの動向であったりとか、そういったのを踏まえて臨んでいきたいと、そういった部分のお話ということでございましたのでご案内いたします。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 私からは、医療・介護従事者の奨学金の返済支援事業につきましてご答弁申し上げます。

午前中の福祉部の部分で申し上げたとおりの事業内容でございます。そのうち医療分ということで資格の取得に係る分ということで、看護師資格の方が8人、それから准看護師の方が1人、作業療法士の方が2人、理学療法士の方が6人、歯科衛生士の方が3人、言語聴覚士の方が1人、合計で21人の方がこの制度を利用されているという状況になります。お勤め先は市内の私立の病院、それから歯科の開業医の先生方のところでお勤めされております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 1番佐藤美雪委員。

○1番（佐藤美雪君） ありがとうございます。

まず1点目についてですが、やはり増えている傾向ということで、そしてコロナの影響も、だけではないけれどもということでお聞きしました。警察とか児童相談所との連携が本当にすごく重要だと思うんですけれども、その連携はどのようにされているか。あとその中で課題がもしあればお伺いしたいと思います。

2点目についてなんですけれども、やはり閉園に向けてということのお話の内容だったということなんですけれども、やはり先日、昨年度の議会でも先輩議員が一般質問等でも取り上げておりますし、先日の地元紙にも水沢の佐倉河幼稚園と羽田幼稚園の廃止の記事が載りまして、やはり何人かから問合せがありましたのでお伺いいたします。

やはり少子化に伴う対応であるということで、子供なんですけれども、やはり子供の施設が地域、先ほどは地区というか、地域という大きな単位でというお話でしたけれども、居住している地域からやはりなくなってしまうというのは、その地域にとって大変な問題であると思います。お聞きしますと公立幼稚園の廃止はやむを得ない部分もあるけれども、地元の人のお話なんですけれども、せめて認定こども園として官民間わず残してほしいという要望が地域振興会、どちらの地域振興会からも出されていると聞きます。佐倉河に関しては、令和2年度のときに行政からの答弁として、運営してくれるところを探したいという回答だったと聞きました。その後どのような状況になっているかお伺いいたします。

3点目に関しては、ありがとうございました。ただ助産師さんとか保健師さんの対象者というのはいなかったんだなと思いましたけれども、やはり重要な職業の医療従事者の部分ですので、本当に幅広い医療従事者の方から応募があればいいなと思っておりませんが、その点いかがお考えかお伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、私のほうからは虐待に関する警察等との連携、それからその課題についてお答えさせていただきます。

警察、それから児童相談所ともに奥州市の要保護児童対策地域協議会のメンバーになっていただいて、その中で状況把握はしていただいておりますが、あとは個別ケース会議というものがあまして、それぞれの支援が必要なお子さんごとに個別の会議を行うんですが、その際に警察の介入が必要な場合には、警察のほうから担当者に来ていただいてケース会議をしたりしております。

当然通常の我々の虐待の対応のときにも、やはりやってはならないことなんですけれども、程度の差はあって、あまり重くない案件については私どもだけで最初は動いて、最終的には児相との情報交換というのは定期的にやっておりますので、そのときにケース台帳というのを提示して状況共有はしているんですけれども、また案件が重くなるにつれて児相に動き方の相談をしたり、指示を受けたり、場合によっては児相のほうに送致をさせていただいたりということで連携は取れておりますし、また、児童相談所がどうしても一関市にあるんですけれども、急を要する場合というのは、やはり一番最初に動けるのが警察ということで、児童相談所も我々も虐待を見つけたときには、国民には通告義務がありますよ、疑いの段階から通告して構わない、通告しなければいけないんですよというお話をしておりまして、その中で市の窓口、児童相談所、本当に急を要するときは警察ですということでお話をしております、そういった中でそれぞれの機関に虐待の通告があれば、一応みんなで情報共有するということで、連携は取れているものと思っております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私から2点目の部分についてお答えをいたします。

幼稚園の閉園という部分でございまして、先ほど申し上げましたとおり、地区ではなくて基本的な単位としては地域ということで基本的な考えで臨んでおります。ただ確かに地域の皆さんからすれば、やはり今まで自分のところにあった幼稚園がなくなるというのも寂しいということだと思いますけれども、そういったお気持ちは確かにそうなんだろうなというふうに思います。

また、一方、先ほど委員も言われましたけれども、幼稚園やむなしとしても、認定こども園はどう

なのかというところのお話でもございました。確かに施設といいますか、教育・保育のニーズというところからいいますと、やはり幼稚園ということだけでは、教育の部分だけではなくて、保育の機能も持った認定こども園というところのニーズというのがメインといいますか、そちらなのだろうというところもあると思います。

そうしましたときに、特に水沢地域というところで見たときなんですけれども、民間施設さん、事業者さんにおかれましても、結構規模を大きくやっていたところもございます。あとはその中でも市の施設も点在しているわけなんですけれども、そういった民間さんの状況であったりとか、あとは保護者さん方の就労の場所というところのこともあるかと思います。その辺を見ながら民間さんで対応いただけるところは民間さんでというところでいくのがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、もう一つございました佐倉河幼稚園の部分でございます。確かに民間事業者さんから、そういった閉園後どうなのかという話がございます。これに関しましては、今申し上げましたような状況も捉えながら、どのような形で例えば私どものほうでも取り組めるのか、例えば民間さんのほうであれば支援ができるのかというところを相手方のほうと話は継続しております。まだ具体的にこうだというところでお話しできるところではないんですけれども、全体的な部分も捉えながらどういうふうな臨み方ができるのかというのは引き続き検討しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、私からは3点目の資格の関係でございます。

保健師さん、それから助産師さんの資格取得の方が少ないよということでございますけれども、資格要件の中には入っているんですけれども、どうしてもこの制度上公務員は除くといった内容となつてございます。どうしても保健師さん、それから助産師さんは地方公共団体であったりあるいは県立病院に助産師としてお勤めするといった方が多いという現状がございますので、そういった実績になっているという状況にあるかなと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 1番佐藤美雪委員。

○1番（佐藤美雪君） ありがとうございます。3点目については了解いたしました。

1点目と2点目について、1点目はいろいろ情報共有をされているということです。ちょっとお聞きしたいんですが、事務事業評価調書の53ページのところに、児童入所施設措置事業のところ、指標名で児童虐待相談終結割合というのがありまして、26.8%とありました。これはどのような根拠があるのかお伺いしたいと思います。

2点目については、佐倉河については民間の事業者さんとのやり取りがあるということなんです、羽田地区に関してはどうなのでしょう。やはりそもそも論ということなんですけれども、やはり公立の幼稚園、今までやってきた役目というのは民間事業者が参入しないところに保育需要を補うために、そういう役割があったと思います。やはり公立の幼稚園の役割として、その地域のコミュニティの形成に本当に大きな役割を果たしてきていると思います。地域の皆さんに行事に参加していただいたり、本当に地域で子供たちを見守るという温かい視点があったと思います。本当にそういう地域

を壊してしまわないのかというところが本当に私は不安でなりません。やはり子供の数が減ってくるから民間の枠があるからそこに入ればいいという、そういう論理、実際の子育て世代として当てはめられるのかというところが本当に私は疑問でならないんです。

通勤途中の幼稚園、そういう施設であれば納得はいくんですけれども、遠いところまで行ってまた戻るとか、そういうことは子育て世代にとっては本当に負担です。20分圏内とかそういう議論もありますけれども、本当に実際に即した支援というか、そういう施策をしていただきたい、そういう思いでいっぱいですので、ご所見をお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、児童虐待相談の終結割合の考え方ですけれども、こちらについては、児童虐待の関係、虐待だけではないんですけれども、要保護児童のケース台帳というものがありまして、それは年4回、実務者が集まって内容を検討するというところがあるんですが、一応5月、8月、12月、2月の年4回、去年はやっております。一番最後のときに全体のケース台帳に載っているのが138件だったんですけれども、うちある程度見守りも終わって、しばらくは訪問がなくても大丈夫かなというものを終結扱いということとさせていただいております、その終結が37件ありました。なので、37割る138で26.8という数値を出してございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私から2点目の部分についてお答えをいたします。

今、委員からございました、やはり地域、地区の皆様の声というところ、確かにそのとおりだなということで改めて伺ったところがございます。特に羽田地区というところで見たとときという話し方をしますけれども、施設の設置の状況というところで振り返ってみますと、北上川の西側というところにはなりますけれども、常盤地区における民間施設さんであったり、あとは北側というところになりますけれども、公立、奥州市立の施設であれば田原保育所というのもございます。これはあくまでそのエリアのという部分のお話ではございますけれども、先ほど委員さんも言われたように、保護者さんの就労の勤務地の関係とかも当然にしてあろうかと思しますので、その辺のご利用というのも検討いただきながらというか、その辺も使っていただきながらというところが考えられるのかなというふうに思っております。

また、当然といえますか、民間施設さんでもいろいろな子育て、保育の中での取組であったりというのとはされておりますし、私どものほうでも必要に応じた支援、補助金の交付であったりというのもありますけれども、情報交換、情報提供、補助金の交付といった財政的な部分での支援というところをやっておりますし、当然それは今後も続けるというものでございます。保護者の皆さんの不安がないように、安心して子育てができるように、いろいろ課題はありますが、取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

3点お伺いをいたします。

主要施策37、175にございます出産育児一時金につきまして1点、それから2点目、事務事業評価調書の60ページにございますがん患者医療用補正具購入費助成費について、3点目、主要施策56ページにあります子ども・子育て支援事業経費に関連してお伺いしたいというふうに思います。

まず、1点目の出産育児一時金でございますけれども、今42万円だったと思いますが、この費用ではこの地域、岩手県内でも足りない状況でありますので、この見直しについて検討されているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それからがん患者医療用補正具購入助成費の現状につきまして、お伺いをしたいというふうに思います。

この事業、評価調書のほうでは34人というふうになっておりますけれども、現状についてお伺いしたいというふうに思います。

それから子ども・子育て支援事業経費の中に入るんだと思うんですけども、昨年、大変雪が多くて保育所のほうでは除雪に大変苦労したというお声をいただいております。保育所は開園が早いのでその除雪が大変だということもあります。見かねて保護者の方がお手伝いをしたというようなこともあるようでして、それぞれの保育所等でやり方が違うようでございますので、丁寧に聞き取りをされたというふうに聞いておりますので、その現状についてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、私からは1点目の出産育児一時金に関してご答弁申し上げます。

出産育児一時金の支給額につきましては、委員さんご指摘のとおり、出産費用の状況を踏まえまして弾力的な改定を実施するために、社会保険につきましては政令で定めておりますし、国保加入者につきましては市町村の条例で規定されてございます。制度創設以来、支給額は平成18年にはこれまでの30万円から35万円に引き上げられました。その後、段階的に徐々にアップしまして、平成21年からは原則42万円と現在の支給額となっておりまして、また、病院への支払いにつきましても、窓口で支給額を超えた費用だけ支払うという形で直接支払制度の導入が多くの医療機関でされてございます。

この支給額については、これまで全国の公的病院での平均的な出産費用の状況を踏まえて改定されてきたという経過がございます。委員ご指摘のとおり、分娩、入院費や定期健診などを含めるとその費用は年々増加しているということで、42万円では足りないとも聞いてございます。

先日の地元新聞の掲載記事によりますと、厚労省で集計した令和2年度の公的病院での標準的な出産費用を都道府県別に見ますと、東京都が最も高く55万3,000円、最も低いところで佐賀県で35万2,000円と、その差が約20万円ほどあるという状況にあります。全国の平均が45万2,000円、岩手県は46万6,000円となっておりますので、42万円では岩手県の平均を超えていると、42万円では足りないという状況にございます。

国でも出産に係る費用が年々増加しているという現状を認識しておりまして、人件費の増加や少子化、出産の高齢化などの影響によりまして上昇しているというふうに言われているものの、正常分娩の出産は病気でないために自由診療に位置づけられております。価格設定の方法も様々であるという状況であることから、出産費用の明確化が課題であるというふうに言われてございます。また、分娩の4割を占めるとされる異常分娩の費用分析もされていないという状況もあるようでございます。

国では、今後課題となる出産費用の明確化と透明性を確保した上で、年内に具体的な金額を示して、

来年度、一時金を大幅に上げるというふうに動き出しております。出産は今後長く続きます子育てのスタートでございます。様々な支援が必要であります。経済的な不安軽減の観点からも、出産に係る費用に見合う金額となるよう現状の出産一時金を引き上げることは必要であるというふうに感じてございます。

市独自の国保の出産一時金の上乗せの拡大であるとかあるいは国保事業の県の広域化によりまして運用の統一も現在進めておりますので、現時点では独自での拡大あるいは上乗せ対応をするものではないというふうに考えております。

今後の課題として出産一時金に関しては、社会保険等の兼ね合いもございますので、国保加入者だけではなく、市の政策として若者定住、少子化対策、出産、子育て支援と応援という観点から支援の検討が必要であるというふうに感じてございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、私からは２点目、がん患者医療用補正具購入費助成事業についてお答えいたします。

34名というご利用でしたけれども、内訳をお話ししますと、医療用ウィッグが33件、それから乳房補正具のほうで1件という申請でした。30代から70代の方にご利用をいただいております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私から３点目のご質問にお答えをいたします。

保育所での除雪でございます。現状がどうなっているかということでございました。公立の施設でございますと、今年度9施設ございますけれども、私も聞き取りをいろいろしたりとかしてまいりました。そうした中身といたしましては、まずほとんどの施設においては個人の方へお願いできるところはお願いしていると。ただなかなか中にはお願いできる方が見つからないということで、職員が自分で対応をしなければならないということもございました。

そうしますと昨シーズン、またその前のシーズンは雪が多うございましたので、当然にしてと言ったら語弊があるかもしれませんが、保護者さんの朝の子供さんを連れてくるときになかなか間に合わない。必要な台数全部とはいかなくても、何台かでもと思ってもなかなか間に合わないというのも実際ございました。

それで、この部分なんですけれども、じゃ、例えば委託とかもどうなのかなということで、私も課内でも考えてみたことがあるんですけれども、例えば業者さんのほうでも機械が足りないとか、オペレーターの方がいないとかというのもございます。

また、ちょっと別な視点だなと思ったのが、先生方と話をすると除雪作業を地域の人に頼むということも地域とのつながりなんだよという声もあって、そういう視点もあるのだなと私もはっとさせられたことがあるんですけれども、確かにその施設さんの状況であったり、先生方のお考えというものもあるのも確かにそうなんだなというふうに感じております。

いずれにいたしましても、何もしないと言っているわけではございませんので、状況を捉えながら、というのは我々だけで考えるのではなくて、先生方ともお話をしながら対応を臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

1点目と3点目は了解いたしました。2点目でございます。

がん患者への医療用の補正具に関しましてですけれども、金額はやはり少ないんですけれども、それでも希望者があるということでございますので、金額の面、もう少し増額の検討はされないのかお伺いしたいというふうに思いますし、また、周知の面につきましてどのように行われているのかお伺いしたいと思います。

また、この事業ですけれども、治療と仕事の両立の社会参加、また療養生活への支援を図るという目的で行われておりますけれども、これに関連いたしまして、前立腺がん、また膀胱がんの方々からのお声ですけれども、男性用のトイレのサニタリーボックス、汚物入れの配置をしていただきたいというようなご要望がございます。これは経費がそんなにかからないことでございますけれども、なかなか恥ずかしくて声を上げられない方々からのお声をちょっとお伺いしたものでございますので、これは全国的にも広がっておりまして、そういう方々の需要が多いことなんだということが分かりますので、この件についてご検討されているかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） 金額の増額というご提案でした。これにつきましては、県の事業の補助金が2分の1ということですので、今後、市のほうで増額するかどうかということについては検討が必要であろうと思います。

それから周知につきましては、医療機関であるとか、ウィッグの購入できる事業所さんとか、そういったところにも奥州市でこのような事業をやっているということでの周知をして、そこをご利用なさった方からも申請があったということですので、今後もそのような周知をしてまいりたいと思います。

それから男性用の汚物入れというお話がございました。江刺の支所のほうには設置してあるという現状ですし、あとここ本庁のほうには1階の多目的トイレには設置をしてございました。ですが、各個室には設置はしてありません。ですので、この部分につきましては、委員さんおっしゃられたように社会参加という意味合いから必要なことであろうと思いますので、検討してまいりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 3番菅野至委員。

○3番（菅野 至君） 3番菅野至です。

事業に関して質問いたします。

書類でいいますと、事務事業評価調書66ページの一番下段にあります保育士確保対策について、3件ほどお伺いいたします。

まず1件目ですけれども、そもそもこの事業について、奥州市について保育士がどれくらい足りていないかという前提で立てられているのかというその根拠をお伺いしたいと思います。令和3年の内容を基にでも構いませんので、その根拠をお伺いします。

2件目ですが、補助対象者が70人となっておりますが、この70人全員が補助、対象となっている70人が今回補助されたのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

3件目ですが、まず①の奨学金返済支援と②の就労支援一時金というところがあるかと思いますが、それぞれ何名が補助を受けたのかというところの人数のお伺いです。

あと②につきましては、Uターン、Iターン、Jターンの補助と、あとは新卒者の補助があるかと思いますが、それぞれ②のほうでも何人ずつその補助を受けたのかというところをお伺いします。

以上3点よろしく申し上げます。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） では、私からお答えをいたします。

事務事業の評価の一覧の66ページの一番下のところでございます。保育士確保対策事業というところでございます。3点ご質問をいただきました。

まず1点目の部分でございますけれども、この事業は、内訳ですと2つございますけれども、平成29年度からまず緊急的に対策を取りましょうということでやってきたものでございます。民間施設さんのほうでも、その当時、先生方の動きというところがございますので、正確に例えば何年の何月時点で何名不足かというところで、適時適時で捉えての対応ではなかなか動きを我々のほうでも捉えにくいというところがございますので、申し訳ございません。そういった視点で申し上げまして、先ほど言われました令和3年度の時点でどうかといったところでは、ごめんなさい、お答えはできかねますが、いずれ平成29年度の時点でやはり保育士さんは足りないということで緊急に対応に臨みましようということで始めたものでございます。

続きまして、2点目の部分でございます。こちらで対象者70名ということで記載をしております。こちら令和3年度の実績として記載したものでございまして、返済金の部分と、あとは就労金の部分で交付対象ということで交付した方の人数ということになっております。ですので、この方々が実際に就労したもしくはその施設さんで働くのを継続して、自分が使った奨学金を返済されて補助金の対象になったという方だということでございます。

最後の3点目でございます。この表でいいますと、②番のUターン者、あとは新規の方ということでございます。こちらのほうではUターン者とは新卒の方ということで記載しておりますけれども、すみません、その内訳となりますと、ごめんなさい、今手元に資料がございませんので、確認の上、後ほどご案内、お知らせしたいと思います。申し訳ございません。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 3番菅野至委員。

○3番（菅野 至君） ありがとうございます。

それでは、また何点かなんですが、まず人数が分からないということで、それは後ほどいただけるということでよろしく願いいたします。

②の就労支援一時金の中で、Uターン、Iターン、Jターンというのがあるかと思うんですが、こちらの対象者については、正規職員で事業所に採用された人のみとなるんでしょうか。それともパート採用などでの採用も対象となるのかというと、すみません、勉強不足で申し訳ないので、ここで聞くのはあれですけども、お願いします。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） お答えいたします。

正職かパートの方かということですけども、その言い方でいいますと正職の方ということにな

りますが、対象にする方として規定の時間、日数というのを求めていますし、また、その補助金申請の時点で、果たして年度末とか、翌年度までその施設さんでお仕事される意思がありますかというところも条件にしております。ちょっと変な言い方かもしれませんが、要は補助金を交付申請してやっぱり辞めたよとかということ、それは趣旨ではないということです、もちろん趣旨としては継続して働いていただくというふうに考えての制度でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 3番菅野至委員。

○3番（菅野 至君） ありがとうございます。

確かに保育士の不足というのはここ最近よく言われていることですので、やはり確保というのが大変な問題になっていると思います。そんな中で、先ほども正規職員が基本的には対象ですよということでの説明だったんですが、やはり保育士の確保という中で、幅を広げての確保というのが大事なんじゃないかなと。例えばパートさんなどのような方でも長く働きますよという意味があれば、満額とはいかないまでも補助するとか、あとはこれは市外から来た方が対象になると思うんですが、書き方を見るとそうなんですが、例えば市内に住んでいらっちゃって、一時的に何かあって保育士から離れていました。でもまた保育士に戻りますといったような場合にも、やはりいろいろな条件はつけるのは大変かもしれませんが、そういった方に対しても助成ができるようになれば、保育士というのがまだ今、保育士を辞めていらっしゃる方もたくさん中にいると思うんですけども、そういった方の掘り起こしができるのではないかなというところを何とかやってもらえればなと思いますし、それで幅を広げてこの保育士不足というのを解決していただければなというふうに思いますが、その辺の所見をお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） ありがとうございます。

今、委員がおっしゃった視点、まさにそのとおりだなということで感じております。これは単に助成金交付とかそういうことだけではなくて、今まさに言われた保育士の資格があると、以前一回働いていた、だけど、何かの事情で今離れてしまってほかの仕事をしている。でも保育所でまた働きたいなという方はやはりあるようでございますので、そういった方々をどうやって要は発掘するかとか、そういった部分は大事なのかなと思います。

市だけではなくて、県が県社協のほうに委託しての事業でもそういったものはございますし、いろんな方々向けの講習みたいなものもあるようでございますので、そういったのも活用しながら取り組んでいく課題なんだろうなと思っております。引き続き検討、勉強したいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（今野裕文君） ちょっとお待ちください。

数字は後で資料でいいですか、奨学金を受けている数とか。後で数字を示してください。

1番佐藤美雪委員。

○1番（佐藤美雪君） 佐藤美雪です。

今の保育士確保策についてなんですけれども、補助対象者の70人、そのうち継続勤務をされている方以外の方はこの管内の教育・保育施設で勤務されているか、1点お伺いします。

○委員長（今野裕文君） 分かるか。

1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） 継続勤務をされている方以外の方で、この管内で就労なりされているかどうか分かりますでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 分かるか。

松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） すみません、理解がちょっとあれですけれども、当補助金の交付対象になる方は継続して勤務をしているという方が対象でございます。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） この70人全員が継続勤務の方ということですか。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） 補助金交付申請の時点でどこの施設さんで勤務している、あとは先ほど申し上げましたけれども、翌年度の勤務の意思があるよね、あとは勤務時間がどうなっておりますかというところを対象にしておりますので、すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。勤務している方ということでございます。

○委員長（今野裕文君） ほかに。

15番千葉康弘委員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。

2 点お聞きいたします。

主要施策47、48ページの放課後児童クラブについて1 点、主要施策49、50ページの待機児童についての2 点について質問いたします。

1 点目です。放課後児童クラブについて質問いたします。

こちらで市内の32か所で委託をお願いしていますが、この中で開設日数とか、数字を見ましたら、預かりの時間、また日数に違いがありますけれども、これは最初をお願いする際にこういう形でお願いしますみたいな基準をつくられてお願いしているのでしょうかというのが1 点でございます。

次に、クラブ利用を希望したんだけど、受入れを断られたという場合があるようですけれども、このような場合、どのような理由が多いのかについて質問いたします。

次に、④ですけれども、放課後児童クラブ支援員さん、処遇改善の臨時補助金198万2,000円とありますけれども、これについて質問いたします。

こちらの算定の根拠になるものはどのようなものがあるのでしょうか。あと実際に一人一人に幾らぐらいになるような形で決められているのかについて質問いたしたいと思います。

次に、主要施策49ページですが、こちらは待機児童の関係で質問いたします。

乳児、また1 歳・2 歳児の預かりの状況について質問いたします。入所できない幼児はいるのかどうかについて、実際の待機児童について質問いたしたいと思います。

以上2 点、大きく2 点になります。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、放課後児童クラブの件については私のほうからお答えさせていただきます。

まず、開設日数のお話でしたけれども、こちらは全国一律に一応250日というのが基準となっておりました。ただ250日の中には、土曜日の開催も含んではおるんですけれども、土曜日に学童保育を必要とするお子さんがいない地域、あとは第1、第2、第3というような形で複数開設している放課後児童クラブについては、土曜日開けるところに寄せて、例えば第3のところを200日にしたりというような調整をしておりました。それは地域の実情によって自由にやっていただいて構わないです。

ただ国の補助基準がありまして、その250日を下回ると補助が落ちるということで、その算定基準は落ちますということにはなっておりますし、一応ここら辺は条例とかでも定めておりました。その250日を開けるということは、おおむね250日ということで条例でも定めてございます。

あとは受入れできないお子さんの理由という部分、やはりどうしてもキャパからあふれてしまうお子さんはいらっしゃるんですが、その優先順位をつけるために、親の就労時間を見たりとか、あとは市内の親族の状況とかを勘案して優先度の高い方から受入れをしているという状況です。なので、お母さんが例えば4時とか5時に帰ってくるというお子さんと6時にしか帰ってこないというお子さんであれば、6時に帰ってくるお子さんのほうが優先度が高いというような形で、様々な要因は点数化しているのと、あと学年によっても1人で留守番できる年齢、それから兄弟がいれば大丈夫とかというような、そういったところを見ながら優先順位をつけさせていただいております。

あと放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業補助金、こちらのほうにつきましては、国のほうでやっている10分の10の補助事業になっておりました。去年2月から収入を3%程度改善する事業所に対して補助を出しますということで、一応その3%の目安としては9,000円というような形で全国的な報道がなされてはおります。

ただあくまでもパーセンテージなので、それぞれの事業所によって上がり幅は変わってくるので、1人幾らというのはお話はできないんですけれども、全国的な基準でいくと3%、9,000円程度というのが一つの基準となっておりました。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私から2点目のご質問の部分でございます。待機児童の状況でございました。

特にゼロ・1・2歳児の部分ということでのご質問でございました。今年度の待機児童の状況を申し上げます。4月の時点では待機児童はなしと、ゼロということでもございましたけれども、残念ながら年度途中で待機児童が確認という言い方をしますけれども、出てまいりまして、今月9月1日時点で申し上げますと市内全体で21名の待機児童でございます。年齢の内訳で申し上げますと、ゼロ歳児が17名、1歳児が4名という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 15番千葉康弘委員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。

ありがとうございました。

放課後児童クラブの件ですけれども、こちらですと順位があって受入れができるできないというようなことを決められているということでしたが、まだまだ親御さんのご要望が多いというふうに聞いていますので、その辺さらに考慮いただければなというのが1点ございます。

次に、受入れの時間なんですけれども、受入れの時間は平日ですと6時前後が多いかと思うんですが、親御さんの働く時間を考慮しますと、19時に近くやっていたのが親御さんも働きやすいんじゃないかと。やはり今フルタイムでといいますか、みっちり働く方が多くなっているかと思いたすので、その辺も考慮いただければなというふうに思いました。

次に、土曜日なんですけれども、土曜日例えば土日休みだという形になればいいんですけれども、なかなかそうはなっていないように市内では見受けられます。土曜日でもお仕事だという方もいらっしゃると思いますので、例えば土曜日ですと7時半から19時まで預かるみたいな何とか体制を組めないのかというふうに思いたすので、その辺のご所見をお伺いしたいと思いたす。

次に、待機児童の関係なんですけれども、以前に比べますと随分努力されまして改善はされているというふうに思いました。ただし、今現在ですと21名いらっしゃるということですので、例えば仕事にまた復帰したいとか、新しくまた仕事に就きたいと考えましてもなかなかできないという部分が発生してまいりますので、ぜひこの部分を改善していただくような形、手当をさらに考えていただかなければならないかと、この辺をご期待して所見を伺って終わりたいと思いたす。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） 待機児童、それから親御さんのニーズについてお答えさせていただきます。

確かに核家族化が進んで共働きが増えているということから、この事業のニーズは非常に高まっていると思っております。こちらにつきましては、一部調整がついたところでは人数を増やしております。例えば岩谷堂では、一クラブ増設して40人に定員を上げたりという形は取っております。ただあとはどうしても場所が必要なことと、あとは働き手がなかなか集まりづらいという現実があります。やはりどうしても働いていただいている方が女性が多いんですけれども、夜7時までになると、お子さんがいると逆にその方がお子さんを見られないという状態、家で触れ合う時間がないというところから、あと働く時間が午後からという中途半端な時間というところもあって、事業者さん方に聞くとなかなか人が集まりづらいということではお話をされておりました。

その中で、アンケートを取ってもやはり長く預かっていただきたいという声が出ているのはそのとおりで、私どもも当然受託事業者のほうもその声は重々承知はしておるんですけれども、今働き手がなかなか集まらないということで、今、最大で6時45分まで、6時半を超えて預かっているところが幾つかありますが、なかなか7時ぐらいまでというのが難しい状況になっておりました。

あと土曜日の開設につきましては、基本的には土曜日、必要なところは開けているので、預からないことはないのかなと思っております、なかなか家に見る人がいるということであると、学童保育の必要性という部分はなかなか低くなってくるので、今のところだと土曜日も開けているところが5人とかしか来ないところもあるので、そこはほかの地区と合同でやったりということで工夫をして土曜日は開けてはおります。

ということで、以上でございます。

○委員長（今野裕文君） よろしいですか。

15番千葉康弘委員。

まだ残っている。すみません、失礼しました。

松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、2点目のご質問の部分でございます。待機児童についてでございます。ありがとうございます。

委員言われるとおり、預けられるところが言わないということであれば、保護者さんが職場復帰をしたいと思っても難しい、確かにそのとおりだと思います。それと、特に去年、今年という言い方をしますけれども、年度途中からの待機児童の確認というのが見られますし、年齢でいいますとゼロ歳児、1歳児がまずほとんどというところでございます。

いろいろ要因はあろうかと思いますが、一つの考え方というか、視点で申し上げますけれども、ゼロ歳児さん、1歳児さんということになりますと、そこに配置すべき先生の数というのも大きい年齢の子供たちよりも当然多いというところも実際にあるのかなと思っております。この辺も捉えながら民間施設さんの動向であったりとか、施設さん、先生方とも話をしたりしながら、どういった対応が取れるのかというのを引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 15番千葉康弘委員。

○15番（千葉康弘君） ありがとうございます。

放課後児童クラブの件ですと、例えば土曜日を受け入れているにしましても、例えば7時半頃からとか、早くやっていただくのはなかなか難しいと思いますが、そのようなご要望もあるかと思っておりますので、その辺もご考慮いただければと思います。

以上で終わります。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） そのお話については、事業者さんのほうにお願いをしていかざるを得ないのかなというところでございます。一応、場所によっては土曜日に7時半から開けているところはございます。ただやはり開けられるのが保育園とか認定こども園と一緒にやっているところは、小さい就学前のお子さんを預かる時間に合わせて学童のほうも開けていただいて、終わりの19時までとはなっているというところで、そういった今、保育とかをやっている事業者さんなんかは事業を手広くやることも視野に入れてもらいながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） ほかに質問を予定している方は何人いらっしゃいますか。5人ですか。

ここで、3時45分まで休憩いたします。

午後3時31分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後3時45分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、健康こども部門の質疑を行います。

17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。

先ほど質問ありました保育所の待機児童について1点伺います。

待機児童は、先ほどの答弁では4月1日ではゼロ。9月1日ですと21名どうしても出てしまうとい

うことですが、そのほかにも考え方として、希望する保育所、保育園に入れない、第2希望、第3希望に回らざるを得なかったという家庭があるかと思うんですけれども、それらについてはどのように把握されているのかお願いいたします。4月1日でいいんですけれども、本来確保すべき保育士が不足したために定員数受入れができなかった。それが年度途中の待機児童の発生することにもつながるかと思うんですけれども、そういう例があるかどうか伺います。

それから、大きく二つ目は、国民健康保険の特別会計について、歳入歳出の決算の全体について伺います。

特別会計の決算書の5ページ、6ページになりますけれども、令和3年度の歳入歳出の差引きの残額が1億9,162万6,000円となっております。令和3年度には保険料率の引上げ等もあったわけですが、この決算について、引上げ等の影響がどのようにあったのかどうか伺います。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私からは大きく1点目の待機児童の部分に関してお答えいたします。

この中で2点ご質問いただきました。まず1点目の希望する施設があるんだけど、なかなかそこに入れないという方の分でございます。確かに特定の施設さんを希望されてという方、実際にいらっしゃる。大体傾向といたしましては20名前後の方が今年度においてはいらっしゃるのかなというふうに把握しております。

続いて2点目でございます。保育士さんがいないために入れなかったという事例はというところだったと思いますけれども、4月1日時点で申し上げますと、まず、待機児童ゼロでございましたので、まず皆さん入ることができたのかなと。確保すべき保育士さんがいないためにという事例はないというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 2点目の国保の決算の状況ということでございます。3年度につきましては、コロナの影響により所得が低くなるだろうという見込みがございまして、国保税率を引き上げさせていただきました。その見通しについては、市民税の減の率ということで、約13%ぐらい減になるだろうという見込みの下で試算させていただいた経過がございまして、国保税率が、今議会の瀬川議員さんからの一般質問でもございましたとおり、給付金等の部分が所得にカウントされたということもございまして、そういったこともございまして所得が思ったより下がらなかったということがございます。そういった現状がありまして、2年度に比べまして税収入が2億ほど増というふうになってございます。これは税率を上げたという要素と、それからコロナの影響が収入上少なかったという部分も影響しているのかなというふうに思っております。そういったことから、今回、1億9,000万円ほどの金額が生まれたと。介護の特別会計でもございましたとおり、例年ですと専決で、歳出の見込みを3月分を立てて専決をするということで、決算により近い状態で専決をするわけなんですけれども、今回、特別会計、国保につきましては不足が生じないよう、療養費の分をちょっと多めに見ていたというところがございまして、この金額となったということも要因としてございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 1点目の待機児童についてです。保育士の確保は十分であったから、4月時点でいなかったという答弁でありましたけれども、保育士がきちんとやはり、改めて聞きますけれども、特に奥州市立の公立の保育園ですけれども、保育士の定数くらい確保できてあったというふうに認識してよろしいのかどうか、改めて伺います。

それから、国保会計のほうですけれども、財政調整基金を見れば、2年度より1億1,400万円ほど減になっております。これについては料率の引上げの中にも原因があるといいますか、財調から歳入に入れといて、そして、その結果、1億1,400万円財調から繰り入れた分、最終的には差引きでやはりそれに近い数字、1億9,000万円ほど残ったと。差引きそんなに変わらなかったというふうに私は読み取ったわけですが、そうであれば、コロナの影響とかを考えて引上げをしたということでもありますけれども、2億円の増収分もあります。結局全て今回の税率改定は必要なかったのではないかなと私は思いますけれども、その点についてどのように考えているのか、まとめて伺います。

さらに、県段階での料率の統一が検討されているということでもありますけれども、やはり地域によって医療体制に、特に岩手県の場合は差があるというのははっきりしているかと思うんですが、やはり1人当たりの医療費を見ても県都の地域と、奥州市あるいは沿岸地域でもそれぞれ大きな差があると思うんですが、それでも県全体での料率の統一が必要なのか甚だ疑問であります。それでもありますので、県への要望として、料率を統一する必要は私にはないと思いますので、その点の見解を伺います。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、私から1点目の部分についてお答えいたします。

奥州市立の施設におきまして、定数どおりの保育士さん、先生方が確保されているのかというところでございます。求められる先生方の数は国の基準によって定められております。4月1日時点において、公立の施設においては必要な先生方を確保しております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、私のほうから会計の予算の関係で出入りがあった部分のお話をさせていただいて、後段の部分は参事のほうから説明させていただきます。

委員さんご指摘のとおり、繰越金で1億9,000万円ほど繰越ししておりますけれども、基金からの取崩しがありまして、結果とすれば、差し引けばほとんど変わらなかったんじゃないかというのはおっしゃるとおりでございます。単年度の実質収支というところで行くと、ほとんどとんだというような感じになります。ですから、今年度引上げた分というのは、それが結果としてよかったのかどうかと言われると、結果論ではありますけれども、引き上げなくてもよかったということにはなるんだと思います。ただ、あくまでもコロナの影響とかという部分が、今年度いろんな経済対策とかもあって、収入にどう影響するかというのが読めなかった部分というのが多くありましたので、その結果が今年はお出たんだろうなというふうに思っております。また来年度、今度はそういった対策がどう動くかという部分でまた違った結果が出てくる可能性もあるので、こちら辺をもう一年ぐらい結果を見たいなというふうにこちらでは思っているところでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 私からは、今後の県の税の統一に向けた動きという部分についてお答え申し上げます。

県の計画も3年、3年で計画を見直しています。現行の県の第2期に当たる令和3年度から令和5年度までの3年間で、今なんですけれども、一つの区切りとしてございます。この一つの区切りの令和5年度以降、県のほうでも、県の税水準の統一に向けた動きを具体的に組み込んでいくという方向で、現在、各市町村と様々な課題事項の洗い出しをしている状況でございます。そういった中で様々な医療水準であったり、あるいは医療機関の状況、そういったところでも市町村ごとに凸凹があるという状況です。奥州市は本当に、他の市町村と比べますと、医療費的な部分で見れば低く抑えられているという状況でございます。そういった地域性もありますので、そういった課題を県と市町村と調整しながら、今後の税水準の統一に向けた動きが必要であろうというふうに捉えておりますし、各市町村でも同じように認識しているという状況ですので、今後、県と市町村で取り組んで、課題事項を解決しながら、どういう形があるべきかという部分を検討しながら進めていきたいと考えてございます。

○委員長（今野裕文君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 待機児童については了解いたしました。

今の国保会計の部分ですけれども、結果論としてとんとんだということは、あくまで結果論だということをおっしゃいましたが、2年度末の財調の分が16億円ほどあったわけです。ですから、コロナで会計上減収、いわゆる三角が見込まれるのということも心配されたかと思うんですけれども、それであっても、この16億円があれば財調の部分で十分カバーできるんじゃないかと思うんですけれども、そういった意味で必要はなかったんじゃないかなと、私はそういう認識をしておりますが、改めて伺いたいと思いますし、県での統一に向けた協議ということでもありますけれども、やはり奥州市のスタンスとして本当に慎重であるべきですし、私はそういう県内の状況、奥州市の状況、医療施設については結構な施設はあると思うんですけれども、医療費は相対的に低めだというふうに私も認識しておりますので、国保税の県での統一というのは本当に慎重であるべきだし、そういった点をさらに会議等でしっかり主張していくべきであると思いますので、その点を伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、また私、前段の部分をお答えさせていただきます。

税率を上げる必要がなかったんじゃないかという改めてのご質問でございますけれども、このコロナの状況というのは非常に先が見通せない状況でありました。そういう意味では、その時点ではやはり減額になるんじゃないかというところを見越して、やはりこういう対応をせざるを得なかったというふうに私どもは考えております。結果としましては、先ほども申し上げましたとおり、いろんな経済対策等が入りまして、思ったよりもこういった税収が落ちなかったという結果ではありますけれども、やはりその時点ではこういう対策を取らざるを得なかったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、県の税水準の統一に向けた動きの部分でご答弁申し上げます。

委員ご指摘のように、統一に向けた課題事項の洗い出しも含めまして、市のスタンスをまず県に伝

えながら、きちんと課題事項に取り組んでいく必要があるのではないかというご意見でございます。私どもも市議会からそういった決算を受けての意見があったということも含めまして、県のほうにもそのことをお伝えしながら、今後の事務統一も含めて、この奥州市の意見の一つとして捉えてまいりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） ほかに。

8 番東隆司委員。

○8 番（東 隆司君） 8 番東です。

2 点お伺いいたします。主要施策の66ページ、コロナ対策予防接種事業経費について。2 点目は67 ページ、健康増進事業経費についてです。

1 点目の予防接種でございますが、ここに財源内訳があります。その他に241万円。一般財源に925 万円。この事業は、下の1、2、3のところにそれぞれ8億2,000万円、3億4,000万円、250万円というふうになっていますが、一般財源はどこに充当されているものなのかお伺いいたします。それから2 点目、その他の241万円。これはどういう内容なのかお尋ねいたします。

2 点目の健康増進事業でございます。健康増進法に基づく健康診査を実施しましたということで、この四つなんですが、この数字が私は低いなというふうに直感で思いました。それで、そういう認識でいいのかどうか。いわゆるこれの率に対する評価はどのようになっているのかお尋ねいたします。それから2 点目は、この1 番から4 番の検診に係る委託料。決算書から拾いますと991万4,667円と。これに対して県の補助金が3分の2。計算してみると大体そのようになっていました。3割補助で660 万円入っているんですが、先ほど申しましたとおり受診率が低いので、もしかするとこの当初予算は990万円ではなくて、もう少し大きい数字だったのではないかと推察するところですが、もしお分かりであれば、当初予算にどの程度計上されておったか教えてください。

○委員長（今野裕文君） 千田健康増進室主幹。

○健康増進室主幹（千田健悦君） 東委員からご質問がありました予防接種事業経費のその他の部分と一般財源の部分についてお答えいたします。

まず、その他の部分の240万円ですけれども、ワクチン接種につきましては、基本的にご自分の住所で、住民票がある市町村で接種するということが基本になるんですけれども、奥州市以外に住所があって奥州市に住んでいるという方、単身赴任等によりまして奥州市に住んでいるという方々がいらっしゃると思います。そのような方々は奥州市で接種届出をいただいて、奥州市で接種することができんですけれども、その接種料については国から市に入ってくるのではなくて、国保連を通じて市に入ってくることになりますので、こちらのほうが国の補助というのではなくて、雑入という形で240万円こちらのほうに計上しているという中身でございます。

それから、一般財源の925万円についてなんですけれども、令和2年度に国から補助を受けまして、経費としていろいろ、皆さんへの接種のお知らせ等で経費を使いまして、その余った部分、返還金の部分になりまして、こちらのほうは3年度に925万円、国に返還しているという内容の金額でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、2 点目のご質問にお答えいたします。

健康増進法に基づく検診の評価ということでご質問いただきました。受診率のほうが低いのではないかというお話でした。それぞれの検診については、例えば肝炎ウイルス検診ですと平成18年から実施しておるもので、5年ごと、5歳刻みごとの検診というふうなことで、実際には既に受けているという方もありまして、受けた方を除いた割合ということになってきます。それから、骨粗鬆症の検診も同じく5歳刻みの年齢で受けていただくものとか、この検診の2、3、4の部分についてはそのような検診の中身です。あと、1番の健康診査（一般）というものにつきましては、循環器系の検診を生活保護世帯の方に受けていただくというような中身の検診になっております。ですので、このような受診数で、受診率もこのようになっていくということで、ここは例年どおりの受診率というふうに私どもは見ておりました。委託料の当初予算というお話もありましたが、例年どおりの受診率から見た予算ということで立てさせていただいたものになります。

○委員長（今野裕文君） 8番東隆司委員。

○8番（東 隆司君） コロナのほうで、予防接種のほうは、その他は分かりました。今の一般財源のところですけども、ちょっと返還金が、一般財源で今の歳出の11億6,600万円に対して返還金が充当されるというところ、もう少し詳しく説明してください。ちょっとすみません、私理解できなかったのをお願いします。

2点目の健康増進のところですが、分かりました。ぱっと見たときに、普通、パーセンテージですから100を基準にして見ますと、先ほど冒頭申し上げましたが、最高で22ですから、これすごく低いというふうにやっぱり見てしまいました。今の保健師長の説明ですと、もともとこういったところは想定内だったということのようですので、分かりました。ただ、今後、もしよろしければそのあたりが分かるような形の説明というか資料があればいいのかなと思いましたので、これは今後の検討課題としていただければよろしいのかなと思いました。

そこで、そうするとちょっと、これからお話しする部分はなかなか判断が難しいところなんですけど、一応、市の総合計画の施策の大綱の3、健康で安心して暮らせるまちづくりというところで掲げられている事業の中なんですけれども、これが今経常経費ということで管理されている。したがって、事務事業評価もコメントが経常のためないというふうになっていますし、指標は成人歯科健康診査のみということなんですけど、この辺を、やはり健康で安心して暮らせるまちづくりというふうに標榜している奥州市ですので、こういった部分をもう少し政策経費とかに上げてやっていくということも一つの戦略なのかなと思ってお聞きしようかと思ったんですが、もともと想定内だったということは、普通にやっている検診とは違うということなのかどうか、そのあたりを含めてご見解をお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 千田健康増進室主幹。

○健康増進室主幹（千田健悦君） 925万円の一般財源への充当という話ですけども、決算書の242ページの上から四つ目、22償還金、利子及び割引料の1,052万8,000円、この部分の中身に含まれる内容です。令和2年度のワクチン接種事業に対しまして国庫補助を受けておるんですけども、1億7,974万円の補助を令和2年度に受けておりまして、このうち8,725万円を使った部分で差引きの部分になりまして、925万円の部分を国に返還するということでの返還金、一般財源に充当している部分でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、今ご質問いただきました事業に関しましては、通常の例えばがん検診だとかそういったものとの違いの部分といいますと、どちらかというと何年かに一遍で受けていただくと。5年に一遍とかというペースで受けていただくような検診でございますし、その結果に基づいて、あとは自分たちで改善の方向に向けた受診とかをしてもらうというような検診になっております。今、政策経費で経常経費でという話がございました。その判断は基本的には原課といたしますか健康こども部のほうで判断することになるのだと思います。私どものほうとしましては、健康増進法に基づく、ある程度全国的に実施されている事業だということで、経常という位置づけに今はしております。決して評価をしていないわけではなくて、内部的にはきちんと毎年こういった経常の事業も評価しながら来年度に向けた事業の取組を進めておりますので、引き続き経常という取扱いでいきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） よろしいですか。

10番及川春樹委員。

○10番（及川春樹君） 10番及川春樹です。

報告書の42ページ、家庭児童相談経費の相談内容の障がいのところなんですけれども、ちょっと私の質問と合っているかというところがあるんですけれども、間違っていたら指摘してください。昨年2月の一般質問でゲーム障がいについて質問させていただいて、同年7月の市の広報紙にいわゆるゲーム障がいの受付の記事が載っていたわけなんですけれども、この1年間でどのような対策というものを検討されたかというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） ゲーム障がいの部分については、ちょっと特に対策というところは私どものほうでやっていなかったと思います。申し訳ございません。

すみません、保健師長のほうでやっていました。大変失礼しました。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） ゲーム障がいという一つの事業としてやっているのではないんですけれども、中学生を対象にした講演会というのを実施しておりまして、その中で先生のほうからゲームによる脳への影響ということでの講演を中学生を対象にしてやっております。

○委員長（今野裕文君） 10番及川春樹委員。

○10番（及川春樹君） 10番及川春樹です。

そのときの一般質問も、たしか保健師長、大変苦慮した答弁だったと思うんですけれども、実際2019年からWHOで一つの病気ですよというような認定をされて、たしか今年度から国のほうでも法整備をして施行していくというような話だったんですけれども、実際、岩手県内、東北地区にそういった対応をする医療機関がなくて、神奈川に1か所、国立の医療機関があるわけなんですけれども、予防措置としてはやはり未然に防ぐような方法と、あとはやっぱり子供たちだけじゃなくて、20代、30代の保護者の方もそういったゲーム依存の傾向があるので、そういった実態をしっかりと把握していくことが重要ではないかというようなお話で進めた経緯があります。また、国の統計から見ると、奥州市内でもたしか数千人ぐらいのそういった依存がある方が潜在的にいるのではないかということで、し

っかりと数値の把握を進めたほうが、医療環境が整っていない状況での市の対応としては、気づきのチャンスというのをぜひ市民の皆さんに示したほうがよろしいのではということでしたのですが、もしそれらについてこれまで検討した経緯があればお聞きしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） 申し訳ありません、個別にゲーム障がいについての検討ということではしておりませんでした。今後、実態を把握しながら、対策等についても検討していきたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

大きく2点お伺いします。

指定管理者評価調書一覧の3ページに放課後児童クラブの指定管理の行革効果が記載されております。それで、ここに記載されている中で、岩谷堂の放課後児童クラブ、前沢の児童クラブ、あとは古城の児童クラブの行革効果はマイナスになっておりまして、それ以外のクラブの指定管理者の行革効果はプラスになっております。これをどのように担当部、担当課のほうは評価されているのか。これはちょっと素人考えなんですけど、指定管理料が一方は高く片方が少ないというふうなものなのか、そうでないのか、その辺一つお知らせいただければというふうに思います。

それと、施政方針総括の7ページの三つ目に奥州金ケ崎地域医療介護計画の文言が並んでございます。それで、現在、病院経営強化プランの策定作業をしていると思いますが、令和2年に策定した奥州金ケ崎地域医療介護計画はどういうふうに位置づけられていくのか、ひとつお願いをしたいと思いますし、併せて計画とプランがというふうなスケジュールで今後進んでいくのか、ひとつお願いをしたいと。

あわせて、地域医療介護計画の25ページに各医療機関の現状と役割という項目がございまして、奥州市国保直営診療所の項に、地域密着型医療に加え、診療場所増設の検討など、より多くが受診しやすい環境づくりが求められているというふうに記載されております。令和3年度について、この項目についてどのような取組をされたのか、ひとつお知らせいただきたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、指定管理者の評価調書の行革効果の件についてご説明させていただきます。

放課後児童クラブの指定管理料についてなんですけれども、ほかの施設と違って、施設管理料のほかに、本来別であるべき放課後児童クラブの事業にかかる費用も算定していることから、単純に指定管理、市が直営で管理者を置いて建物を管理するもののほかに、放課後児童クラブの事業費分が上乗せになっているために、行革の効果額がマイナスになっている形になります。ここは自動計算になっているので、私どものほうで数値の細かい調整はできないんですけれども、いわゆる市で直営するよりは、指定管理者が放課後児童クラブをやりながら施設も管理していただくことによって、行革効果は発生しているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） それでは、私から2点目の前段の部分の地域医療介護計画とプラ

ンの関係のお話をさせていただきます。

地域医療介護計画は、基本的には当時の医療関係者でありますとかと共にこの地域の医療介護はどうあるべきかというところの取りまとめをしたという内容でございますけれども、結果としましては、今回の病院・診療所の改革プランの策定に当たって、当然のことながらそれを基本として進められるということにはなります。ですので、考慮した形でプランの検討は進められるというふうに考えております。

それから、プランのスケジュールということですが、現段階ではプロポーザルをやったというところの段階でございますが、詳細につきましては医療局サイドのほうでちょっと聞いてもらえればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、私から2点目の後段の分をご答弁申し上げます。

直診会計の部分で、江刺の診療所、巡回診療の部分というふうに認識しました。現在、令和3年度は4か所の場所で巡回診療を行ってございます。江刺の田原の大田代地区、伊手地区、米里地区、梁川地区でございます。今後、現状の利用状況もなかなか固定された方の利用ということで、4か所がどうなのかという部分もいろいろ、その場所でいいのかというところもあります。現在、市が目指す地域医療の将来像という中で、オンライン診療であるとか医療Ma a Sのことについても検討を進めている段階でございます。あわせて、江刺地区に配車してございます移動診療車につきましても、医療Ma a Sのオンライン診療も含めた形で今後検討していく必要があるというふうにも感じてございますので、現状は4地区に今年度も含めて配車してございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） まず、放課後児童クラブの指定管理の部分ですが、効果が上がっているというのは、前沢と古城と岩谷堂以外の11児童クラブは合わせて四千いかほどの効果はあると書いてあるんですね。岩谷堂は約680万円ですか。岩谷堂の放課後児童クラブは三角の682万6,117円です。前沢と古城はマイナスの582万8,703円。特に前沢と古城は同じ社福が指定管理の指定を受けているんですよ。一方は、11を単純に割ると約400万円の効果が出ていると。でも、前沢と古城はマイナス効果だということは、これはどこかに問題があるのかなというふうに思ったんです。あわせて、よくよく見ますと前沢と岩谷堂の利用者1人当たりの指定管理料というのが、ちょうど中段、真ん中のところにありまして、岩谷堂は1,239円、前沢と古城は1,097円。これに対して残りの11はそれより300から400円ぐらい高いんですね。要は1人当たりの指定管理料が高いですよというのを示しているので、即答できない場合は後で結構ですので、なぜこういうふうに同じ経営者で市の放課後児童クラブがこういうふうに差が出るのか、ひとつお知らせいただければというふうに思います。

それと、奥州金ケ崎地域医療介護計画です。今部長言われたように、この介護計画があって、今までの病院・診療所改革プランというのはつくられて、ちょうど未完に終わるわけですが、今回の強化プランも、この奥州金ケ崎地域医療介護計画に基づいて検討しているという理解でよろしいですか。それで、そのときにちょっと気になったのは、介護計画の中には財政の健全化、病床規模、あ

と重点施策の見直しがこの計画の中に記述されています。これまで一般質問とか臨時議会で市長が話されている中に、病床数100床の部分だけで見れば、100床減らすとは限らないという表現もされてきて、そうするとこの介護計画とプランというのを同じく計画のほうを見直しながら強化プランはつくっていくという作業が出てくるのかなと思ったものですから、その辺はどうなるんですかという考え方をさせていただいております。

それと、国保の直営診療の部分ですが、状況は分かりましたけど、介護計画の中で診療場所の増設を検討するというくだりがあるんです。これを令和2年につくって、翌年が令和3年なんですけど、令和3年度においては、検討は取りあえずされてこなかったという理解でよろしいんですか。それとも、若干検討しつつありましたということなのか、ひとつお願いしたい。その回答の中で、オンライン医療も当然入ってくるよと。それによって移動診療所がどうなるかというものも出てくると思うので、そうすると、この奥州金ケ崎の医療介護計画も若干見直ししないと、ちょっと今の回答と離れたものになるのかなというふうに感じたんですが、その点ひとつ伺いしたいと思います。

1点、先ほど参事が言った、今、江刺は4か所あります。それも固定化しているということですが、これを例えば江刺を、これは当然受けている医療機関のご都合もあると思いますけど、これは江刺の中でももう少し拡大するというか、診療して歩く場所も少し広げるとか、あるいはもう少し、江刺に限らず羽田地区、いずれ医療機関の少ないところまで伸ばそうという意図があったのか、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） 指定管理のところ、もう一度ご説明させていただきたいと思います。

水沢の放課後児童クラブ等と書いてある最初の部分、施設が11か所指定管理をお願いしております。前沢につきましては、前沢と古城の2か所となっております。当然、施設の管理になりますと、やっぱり建物一つ当たりの固定の経費というのがあるので、どうしても数が多いほうが、その固定の経費分が増える。それから、先ほども申し上げましたとおり、建物の管理だけではなくて、学童保育、放課後児童クラブの事業としての金額もこれに乗っているために、障がい児加算とか様々な加算がつく部分もあって、加算もそれぞれの施設によって異なることから、同じ事業者であっても、割り返したときに単価が異なるという形になります。例えば、江刺のところを見ていただきたいんですが、どうしても行革効果の積算根拠のところなんですけれども、市の直営支出額は過去の決まった数字をずっと引っ張ってくる形になっていて変えられないんですけれども、例えば令和2年と令和3年で300万円ぐらい上がっているんですが、これは40人定員増した分が反映になってしまっていて、当時と単純に比較できないんですが、この調書のつくり方のルール上、どうしてもこのような記述になってしまうところをご理解いただければと思います。まだちょっと、もっと細かいところについては個別に資料をまとめたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） 私のほうから2点目の地域医療介護計画とプランの関係の話なんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、時間をかけて関係者が集まってつくったこの地域医療介護計画は、いずれ基本的にはそれが基本にあるということがまず第一前提にあります。ただ、今回、病院・診療所の改革プランについては、市長からも話のとおり、何パターンかを出しながらとい

う話がありますので、その中で病床の話とか何とかという部分も、当然いろんな解釈が出てくるのかなというふうに思います。そうしないとなかなかいろんなパターンも出てこないというふうには考えられますので、詳細につきましては、この後医療局のほうで聞いていただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、私からは直営診療所の関係でお答え申し上げます。

先ほど3年中の検討という状況でございますけれども、3年に向けていろいろ地区にお声をかけて、様々な要望をお聞きしました。振興会にお邪魔しまして現状をお伝えして、そして今後の利用についてご要望とかそういったことを地区の役員さん方とお話をする機会を設けました。そういった中で、例えば米里地区の活動の中では、米里振興会の社会福祉部の事業の一環として、移動診療車に体験ツアーみたいな形で木細工地区の方からずっと人首町のほうに下りてきまして、こういった移動診療車が地区センターに来ているんだよということで見学会を催したりということで様々な動きをさせていただいた経過はございます。その中で、例えば木細工地区にこの診療車が来たらいいよねというお話もあったんですけども、木細工に配車する場合に様々な設備の電気を引っ張るものとかが必要になること、それから、人首町から利用されている方が逆に遠くなるという部分もございまして、運行日数が、委託先の奥州病院さんの日数の兼ね合いもございまして、現在の診療日数を維持することで精いっぱいということもございまして、日数を増やすということは難しいということもありました。そういったことから、別な場所での診療がどうだろうということも検討した経過がございます。そういったことで検討しましたが、現状の地区センター、あるいは大田代地区ですと会館のところということで、一番のそのエリアの中心地ということで、現状で運行しているというところでございます。

それから、オンライン診療の件とかにつきましては、現在、地域医療の将来像という形で、内部で様々な協議をしております。その中で、直営診療所の部分にも様々な取組が可能なのかどうかということも含めまして、今後検討していく必要があるというふうに感じているところでしたので、お答え申し上げます。

○委員長（今野裕文君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） ありがとうございます。

最後ですが、部長の介護計画については医療局の部分に聞いてくださいというふうに私は受け取ってしまったんですが、私の認識は、あくまでもこの介護計画は、当時は健康福祉部、今は健康こども部が所管しているというふうに私思ったものですから、そこは、もし計画の見直しが行われるとすれば、これは医療局が今度は所管するという理解になるんでしょうか。流れとして、当然今、強化プランをこれから来年の完成に向けて策定されると思うんですが、先に強化プランができてから、後から地域医療計画の見直しがされるということになるんですか。ちょっとそこだけ聞いて、あとはやめます。

○委員長（今野裕文君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聡君） 今の所管の話でいきますと、まずは私どもの健康こども部のほうに引き継がれたものというふうな意識を持っております。その上で、現時点でそれを見直すかどうか

ということについては、当方では今見直しは考えておりません。それで、今、病院・診療所改革プランのほうで、あとそのプランの中にどう解釈してどう取り込んでいくかといったところを、医療局さんのほうであとは聞いていただきたいというお話をしたところでございます。ですので、地域医療介護計画自体は、今のところ見直すことは考えておらないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） ほかに質疑のある委員はおられますか。

1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） 佐藤美雪です。

1 点だけ伺いいたします。保育所と認定こども園の会計年度任用職員の待遇について1 点伺います。

決算書194ページ、保育所費、214ページ、認定こども園費の会計年度任用職員報酬に関して伺います。クラス担任を持っている会計年度任用職員の人数が分かりましたらお聞きしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） お答えいたします。

保育所及び認定こども園の会計年度任用職員の方でクラス担任を担当していらっしゃる方ということでございます。申し訳ありません、ちょっと手元の資料でございませので、整理をした上で委員さんのほうにお示ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） 人数が分からないということですが、いらっしゃることはいらっしゃいますよね。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） いらっしゃるものと私自身は把握しております。

○委員長（今野裕文君） 1 番佐藤美雪委員。

○1 番（佐藤美雪君） クラス担任というのはやはり責任が重大な職務でありますので、本来であれば正規職員で担任を持てると、それが本当にいいと思うんですけれども、例えばクラス担任を持つに当たって、特別な担任手当等の対応はあるのかどうか。あとは、やはり資質向上が本当に必要ですので、会計年度任用職員、担任を持っている方も研修を受けられる状況にあるのかどうか、最後にお伺いいたします。

○委員長（今野裕文君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） お答えいたします。

現時点におきまして、クラス担任としての手当というものはないと理解しております。また、もう一度確認いたしますけれども、いずれ、身分がどうであれ、保育士さん、保育教諭さん、必要な研修というのがあると理解しておりますので、そういった研修への受けていただく環境というのは大事だと思っております。必要な研修を受けることができるようにということで臨んでまいりたいというものでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 今の質問は保育に関連する質問だと思いますけど、特別の事情になりますのでお許しください。

以上で、健康こども部に関わる質疑を終わります。

説明者入替えのため5時まで休憩いたします。

午後4時44分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後5時 再開

○委員長（今野裕文君） 再開いたします。

次に、医療部門に関わる令和3年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

佐々木医療局経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） それでは、医療局が所管いたします令和3年度奥州市病院事業会計決算の概要について、奥州市病院事業会計決算書及び決算附属資料により、主なものをご説明いたします。

初めに、決算書の11ページをお開きください。

病院事業全体としての状況でございますが、令和3年度は2年度と同様に、急性期医療から慢性期医療、在宅医療に加え、地域の医療ニーズに応えるべく、医療機能の充実に努めてまいりました。終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に対しましては、感染症病床を有する総合水沢病院を中心に、患者様への治療はもとより、検査及びワクチン接種体制の整備を図り、医療局全体でその対応に当たりました。

次に、医師数についてでございますが、総合水沢病院において常勤医師が1人減となりましたが、会計年度任用職員が1人増えて、加えて衣川診療所へ常勤医師1人の着任により、全体で前年度から1人増の26人となりました。しかし、内科や整形外科等の専門医は依然として不足しており、医師確保に力を注ぎ、医療提供体制の強化を図るとともに、経営の健全・安定化を進めていくことが重要となっております。

今年度は、医師養成奨学資金貸付事業の養成医師1人が2年目となる常勤での義務履行を行っており、このほかにも、週のうち1日応援診療での義務履行が昨年度の3人から1人増の4人となっております。今後は、養成医師が常勤として勤務するよう働きかけるとともに、大学等との連携の強化を図るなど、医師の確保に努めてまいります。

次に、地域医療構想及び奥州金ヶ崎地域医療介護計画で示された市立医療機関の在り方に基づき、再編統合案による新市立病院建設を含む次期奥州市立病院・診療所改革プランの策定に向けて検討してまいりましたが、住民からの請願や説明会での声などから、このまま再編統合案を含む改革プランの策定を進めることは難しいと判断し、計画を見直すことにいたしました。今後は、今年3月に国が示した公立病院経営強化ガイドラインに基づき、公立病院経営強化プラン策定が要請されていることから、市立医療施設の在り方については、経営強化プラン策定の中で検討を進めてまいります。

次に、21ページをお開き願います。

病院事業全体についてご説明いたします。3の業務、（1）業務量につきましては、入院患者数が3万799人で、前年度に比較して1,141人、率にして3.6%の減となりました。外来患者数は、訪問看護も合わせて12万1,634人で、前年度に比べ1,291人、1.1%の増となっております。

次に、27ページをお開き願います。

病院事業全体の欄をご覧ください。一般病床数の利用率は39.8%と、前年度41.3%から1.5ポイントの減となりました。

続いて、31ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の状況についてであります。金額は、消費税及び地方消費税抜きで1,000円未満を四捨五入し、1,000円単位でご説明いたしますので、ご了承願います。まず、事業収入ですが、病院事業全体で、1の医業収益は25億4,102万8,000円で、その内訳は、入院収益が9億9,262万5,000円、外来収益が10億8,081万5,000円、その他医業収益が一般会計繰入金及び公衆衛生活動収益などで4億6,427万4,000円、本部費配賦額が331万4,000円であります。2の医業外収益でございますが、24億719万円で、その内訳は、補助金が新型コロナウイルス感染症対応に関する補助金などで11億6,124万2,000円、負担金交付額が一般会計からの繰入金で12億261万3,000円、長期前受金戻入れが2,083万4,000円、その他医業外収益が行政財産使用料などで2,207万1,000円となっております。3の訪問介護事業収益は、外来収益で6,556万1,000円。4の訪問看護事業外収益は、雇用保険料などで1万3,000円。5の特別利益は、過年度損益修正益が19万1,000円であります。これら事業収入の総額は50億1,398万3,000円となっております。

次に、37ページをお開き願います。

事業費につきましては、病院事業全体で、1の医業費用は給与費、薬品費、診療材料費等で41億897万6,000円。2の医業外費用は1億4,731万5,000円。3の訪問看護事業費用は給与費等で7,704万1,000円。4の特別損失は過年度損益修正損などで1,248万1,000円。事業費の総額は43億4,581万3,000円となりました。

続きまして、5ページの損益計算書をご覧ください。

下から3行目、当年度純利益ですが、先ほど説明いたしました収支差引きの結果、令和3年度は6億6,817万円の黒字となり、当年度未処理欠損金は21億3,061万1,000円となりました。

次に、2ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出につきまして、金額は消費税及び地方消費税込みで、1,000円未満を四捨五入し、1,000円単位でご説明いたします。

決算額につきましては3ページをご覧ください。

資本的収入の総額は1億5,713万2,000円、資本的支出の総額は2億2,985万円で、この内訳は、建設改良費が医療機器の購入、施設の改良工事等で4,971万2,000円、企業債償還金が1億5,133万8,000円、投資が医師養成奨学資金貸付事業による奨学金で2,880万円となっておりまして、

なお、資本的収入支出の差引きで不足する額7,271万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填してございます。

次に、9ページの貸借対照表をご覧ください。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資を合わせて35億5,391万2,000円、2の流動資産は、現金預金が21億4,021万4,000円、未収金7億2,112万2,000円などで、流動資金合計は28億8,811万3,000円、資産合計が64億4,202万5,000円となっております。

次に、10ページの負債の部でございますが、3の固定負債は、企業債で6億8,050万3,000円、4の流動負債は、合計が5億6,747万9,000円、5の繰延収益は合計が1億5,044万3,000円で、負債合計が13億9,842万5,000円となっております。

資本の部につきましては、6の資本金は68億4,403万3,000円、7の剰余金合計はマイナス18億43万2,000円となり、資本合計は50億4,360万1,000円となっております。

以上が、令和3年度奥州市病院事業会計決算の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○委員長（今野裕文君） 質疑、それから執行者側の答弁も、簡潔に要点をまとめてお願いいたします。

執行部側にお願いいたします。答弁する方は、委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

一つは一般会計予算等に対する附帯意見の処理結果から伺っていきますし、二つ目は決算審査意見書に記載された内容についてそれぞれお伺いします。

一つは一般会計予算等に対する附帯意見の処理結果で、附帯意見として奥州市立病院診療改革プランを策定し、経営改善と確保を図られたいという一昨年の附帯意見をつけたところではありますが、その処理結果として、経営改善の取組として三つ報告がありました。一つは地域包括ケア病床の増。二つ目は、新たな施設基準の取得による増。三つ目は、医薬品の共同購入費の縮減で、それぞれ経営改善の努力をされたということですが、ケア病床の増と新たな施設基準の取得によって医業収益がどの程度貢献されたのかといいますか、幾らぐらい上げたのかということと、医薬品の共同購入費の削減はどれぐらい縮減されたのかお伺いします。

決算審査意見書の部分であります。まず監査委員さんに、もしご回答がいただければ1点お伺いした上で、改めて医療局のほうにお伺いしたいと思います。決算審査意見書の113ページの下のほう、当年度は、平成27年度以来6年ぶりに純利益を計上することができた。しかし、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等によるところが大きく、当該補助金等が交付されなくなった際には、再び純損失の発生が懸念されると。経常収支比率は100%を上回ったものの、修正医業収支比率は100%未満と、医業収益以外の収入である他会計繰入金等に依存する状況であると。最後のくだりに、残る基準外分については、公営企業の企業性を発揮し圧縮することが望まれるという所見がございました。これは、要は独自の繰り出し基準の部分指着しているのかと思いますが、ここの意図するところをひとつ解説をいただければというふうに思います。これは監査委員さんにひとつお願いしたいと思います。

あと、医療局ですが、114ページに、これは中段に書かれております。なお、強化プラン策定までの間、計画がない状態のままでは、これまでのPDCAサイクルを中断することになりかねないことから、暫定的なものであれ作成の上、評価と改善を進めながら事業に取り組むことが望まれるという監査意見がございしますが、これに対してどのような対応をされておられるのかお伺いいたします。

あと、123ページの年度末処理欠損金21億3,000万円ほどあるわけですが、近年のコロナ交付金で黒字会計にはなって、欠損金も圧縮されたようですが、今後どうこの縮減に向けた対応をされるのか、その点についてお伺いいたします。

取りあえず、以上3点、お願いいたします。

○委員長（今野裕文君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） 医療局ということで、1点目、3点目、4点目についてご答弁申し上げます。

まず初めに改善策ということで、地域包括ケア病床の増床に向けた取組ということですが、まず実態としましては、水沢病院につきましては、令和3年度は18床から28床へ、まごころ病院につきましては18床から4床増やして22床へという取組をしております。正確な効果という部分につきましては、いろんな多岐な分野にわたっておりますので、ちょっと精査して、後ほどその辺は資料をお届けさせていただければなというふうに思っております。

それから、例えば診療報酬等の部分についての取組ということでございますが、それぞれ病院ごとの届出が決算書の16ページにありまして、有利な、あるいは経営が安定するような部分での運営に心がけたところでございます。これにつきましても、効果額についてはすみませんが後ほどということにさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと答弁が後ほどというのが多くて申し訳ないんですが、3点目の暫定的な計画についてはどうなっているというご指摘に関してですけれども、確かに現在は計画プランがない状況で、3年度、そして4年度に突入したわけなんですけど、前回の議会でも若干説明させていただいたと思うんですけども、例えば4年度につきましては予算編成時における業務の予定量をまず目安として、例えば患者数、それに伴う収益支出の見込みを、それをまず目安としまして実績を比較分析し、経営に反映していきたいなと思っております。ちょっと不十分かもしれませんが、年度内には上半期の実績の評価、それから下半期の実績の評価ということを今のところは考えているところでございます。そして、上半期の実績につきましては9月に実績が出ますので、10月にはその部分の検討を分析していきたいなというふうに思っております。

それから、4点目の当年度未処理欠損金ということでご指摘のありました3年度の残額については21億3,610万741円ということでございますが、委員ご指摘のとおり、今回コロナの補助金もありまして純利益が出たものですから、それが6億6,800万円ほど圧縮できたというのは一つの成果かなと考えております。今後も、この未処理欠損金につきましては、やはりすぐすぐ支払うべき数字ではもちろんなんですが、やはり経営の指標ということでございますので、これを縮減できるように、つまりは純利益を幾らでも上げるような形を今後とも尽力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（今野裕文君） 千田代表監査委員。

○監査委員（千田 永君） 審査意見書についてのご質問でございました。

それで、113ページのところでしたが、まず繰出金の関係のところから申し上げますと、詳しい資料は129ページというところに繰り出し、繰入れの資料があるんですが、そこの表を見ますと、医業収益、医業外収益と繰出金がそれぞれあるんですが、それで一番多いのは、例えば医業外収益で不採算地区病院の運営、これは4億円です。高度医療2億円とか、医業収益のほうでは救急医療に1億円ちょっととかがあるんですが、こうしたものを積み上げますと合計で15億6,000万円余となつてございますが、これが、もう一つ総務省の区分で分類いたしますと、基準内と基準外とこういうふうに分かれます。基準内というのは、いわゆるルールというふうなことで、これは地方財政計画におきまして、国のほうから一定の割合で、全額来るわけではありませんが、国で措置される項目でございます。

それで、基準外というものが、国の繰出金の通知の中に入っていない項目でございますので、いわゆる赤字補填的な、そういう言い方がいいかどうか分かりませんが、任意に市が繰り出ししているというものでございますので、経常はこの基準外というところをできるだけ企業の経営努力で圧縮することが望まれるという内容でございます。その他、上のほうに経常収支比率とか修正医業収支比率とか書いてございますけれども、繰出金のところを中心に説明いたしますと以上のようなことになります。

○委員長（今野裕文君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） 時間があまりないので、絞って質問いたします。

コロナの部分で、コロナに関する交付金で要は全体が黒字になったということですが、依然として体質改善、要は医業収益が医業費用を上回らない限りはなかなか改善に結びつかないんだろうなというふうに思います。それで、今ご回答いただいた現在の市立病院・診療所改革プランの上半期については10月、下半期の評価についてはご回答はなかったわけですが、これは年度末あたりには出てくるというふうに理解していいのか、その点確認させていただきたいと思います。取りあえずその点について伺いして、ちょっと思い出してみたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） 下半期の分の評価ということについてお答えいたします。確かに3月ぎりぎりまでというよりは、やはり2月の途中まででも、もちろん評価でございますので可能かと思っておりますけれども、やはり年度内には2回は必要かなというふうには予定しているところでございます。

○委員長（今野裕文君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） それでは、最初の附帯意見の処理結果に対する資料についてはひとつお願いをしたいと思います。それで、3番の部分、医薬品の共同購入の縮減がどの程度というのを、ちょっと回答がなかったので、この分を併せて3項目よろしくお願ひをしたいというふうに思います。あと、年度末処理欠損金の部分については、純利益を上げる努力というのは、これは当然のことで、それをしない限り縮減されないということなので、ぜひ上半期、下半期の評価をする際に、ここをきちんと総括して評価調書をぜひつくっていただきたいというふうに思いますが、その点お答えをいただいて終わりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） 失礼しました。薬剤の共同購入の効果額についても、後ほど一緒に資料提供させていただきたいと思っております。

あと、やはり年度末の未処理欠損金につきましては、一番いいのは、確かに言ったとおり純利益の部分上げていくというぐらいしか解決はないんですが、ただこれは、規則的なことを言わせてもらえば、例えば資本金を切り崩して、議会の議決の下に年度末処理欠損金も整備することは実は可能なんです、実際本末転倒になるとそれは思っておりますので、やはりこの部分については経営の指標ということで、これを幾らでも減らすような努力はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（今野裕文君） 一般会計の附帯意見処理結果に関わる四つの項目については資料提供でいいということですね。では、そのようにお願いします。

19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 医師確保奨学金についてお伺いします。今の関連もあるんですけども、昨年度は1名の奨学生の方を応募していただいて採用したという。かつて十数人の奨学金を受けた方の中から3名か4名、今の水沢病院に来て、市立病院に来て勤務をしていただけていると、こういうことなんですが、今後の奨学生の在り方、あるいは人数も含めまして、毎年毎年、大体そろそろ募集を始めて、2月ぐらいから正式にあるんですけども、この辺の流れをどのように考えているか。というのは、やっぱりご存じのように医師は足りないんですよ。足りないけれども、お願いして来るお医者さんもなかなか難しいので、結局、奨学生が、時間がかかってもその方を連れてくるというのが一番堅実な方法なわけです。ところが、昨年度1名の方だけです。対象が1名だけに絞ってお願いしましたので、これはなかなか続かない。1名だとすると、もしその後医師になっても来ないということも起こり得ると、ゼロになるわけです。やっぱりこの10年近くの積み重ねの中で三、四人の方が新たに勤務していますので、かなり人数を募集するということをしないと、なかなか絞り込むことすらできないので、そういうことを今考えていらっしゃるのかどうか。医師確保に関して、特に奨学金を出した医師確保についてどのようにお考えなのかお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） 及川委員の質問にお答えいたします。

実際、現在、医師になっている方もいますけれども、利用された方も含めてですけれども、10人、対象になる方がいらっしゃいます。それで、現在、1名が常勤で勤務されておりますし、ほかに4人が週1で勤務されておるということで、義務履行という部分で言えば5人勤務されております。あと、そのほか5人につきましては、今年貸付けを完済した方もおりますので、学生の方、あるいは初期臨床研修に行っている方でございまして、この方々についてはまだまだもう少し時間がかかるかなと思っております。それで、あとは、現在、義務履行、週1も含めてやっていただける先生方に関しては、なるべく早く常勤で勤務していただけるように、もちろん継続してお願いはしているところでございます。

それから、今後につきましては、確かに医師の確保が一番経営改善のためには必要かなと思っておりますので、貸付事業については継続をもちろん予定しているわけですが、一気に3人とか4人とかということにも至らなくて、やはり勤務してもらうためには結構研修も含めて時間がかかりますので、大変地道な話にはなるんですけども、何とか貸付けをした医師に関しましてはいろいろコンタクトを密にしながら、ぜひ勤務していただくような方策を今考えているところでございます。

そのほか、医師奨学生については市独自のものとございますので、これを一番期待はしているわけなんですけれども、例えば県の奨学生、あるいは県の医療科の奨学生、国保連の医師奨学生もございますので、そちらのほうへの配置調整に関しましても引き続き強く訴えていきたいなど。奨学生に関しましては引き続きまた取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（今野裕文君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） ということは、結論から言うと、奨学生に関しては今年度というか次の年度でも1人というふうに言っているように聞こえるんですけども、もう少し増やすべきだと私お話ししているんですけども、これは今の延長線上だと、今まで奨学金をやっている方に関してはフォローはす

るけれども、なかなか増やすことはできないというふうに聞こえたんですが、これについて見解をお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） それでは、お答えいたします。

奨学生の考え方、医師の確保の手段としてこれが全てと言えるわけではないんですけれども、先ほど部長が言ったように、県なり国保連なりという同様の制度があつて、そういったものの中でも市町村の医療機関への配置というものも可能性としてはあるというものでございます。ただ、そうはいつでも、私どもの中で抱えているものの手段の中で一番確実性があるものと言えば、この市の奨学資金貸付制度というのは間違いないと思っております。その分について、人数をどの程度奨学生として貸付け対象を考えたらいいのかということについては、特に医療機関がどうなるかというところが、昨年からなんですが、なかなか答えが出ていないというところもありまして、結局必要な医師の数ということも、これくらいというところを将来の見通しとしてまだ立てられない状況に現在残念ながらあります。ですので、際限なく奨学生というものを抱えればいいのかというものでもないと思いますし、また、100%来ていただけるという保証もない中で、逆に施設等と医療機関の在り方のほうの見通しを立てた上で、将来的に医師が何年度には何人必要だよねというところを見ながら、この奨学資金の貸付制度もですし、また、大学等への働きかけも含めましてトータル的に考えるべきだというふうに思っております。極端なことを言いますと、奨学生が多く人数がいたとして、逆に多過ぎるというふうなことになるのはお互い困りますので、そこら辺のやはりトータル的な人数を考えながら、年度、年度の計画を立てていくしかないなと思っております。また、これ予算も絡む話なものですから、これについては、私どもの立場としては財政当局と毎年度協議をしながら計画しているというような内容でございますので、ご理解をお願いします。

○委員長（今野裕文君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 結論は1名だと、こういうふうに聞こえます。結論は。だって、いろいろあると言ったって、結局、市の奨学金が一番間違いないと言いながら、予算もある。新たな人数も分からない。そこではなかなか決断できませんでしょうと言ったって、もう間もなく募集するわけですよ。準備は12月ぐらいまでするでしょうから、2月から募集するはずですね。そんな中途半端な話でできないんですね。当然、次の予算にもそれを計上しないと駄目ですよ。例えば、どういう方針で臨むかというのがはっきりしていないと、間もなく来る話なんですね。それから、奨学生の問題もあります。医師確保としてははっきりしていて、整形外科なんかは特にもうけなしなんですけど、こういう医師がいないんですね。特に水沢病院は三、四人の常勤医がなくなった後、収益も非常に悪くなりました。意図的にそういう一種の整形外科に集中した医師確保。もちろん奨学生がそのまま最終的に整形外科になるとは限りませんが、そういう意味では、今までの奨学生というのは大体十五、六人いて、10人はいないでしょう。結果としてそのまま続いている方は。ある程度やっぱり人数はないと駄目だと思います。それから、最終的な専門医のときの医師確保は、やっぱり今言った整形外科とかに絞り込んで、また別な枠を考えるべきだと思うんです。この二つに関してどのようにお考えなのかをお願いします。

○委員長（今野裕文君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） まず、今後の募集の人数という部分でございますが、4年度に

募集する分については、予算のほうで1人分しか確保していない関係もありますので、今年度の募集に関しては1人ということになります。来年度以降については、何とも今の段階では何人ということとは言えないと思います。ただ、1人になっている理由というのは、この事業を継続していこうという考えもあって、本来的には予算というか全体的な財政の調整の中で、いずれこの事業がどうなるかなという不安もある時期があったんですけど、何とか継続して、最低1人はまず確保していかないと続かないということもありますし、また、将来的には、その人数については当然2人、3人というふうな時期も考えられるということは思っています。ただ、今年に関しては1人の募集の予定であるということだけ決まっているというか、予算上そのような形です。来年度以降については未定です。ただ、やめるつもりはありません。

そして、診療科の関係で、特にお話のあった整形外科とか、本当にそういう狙った形でその辺がかなうのであれば、本当に私どもも一番いいと思っています。ただ、奨学資金の制度に関しましては、今おっしゃったようになかなか最初から狙えないというか、どの診療科に進むのか全く分からない状態なので、期待は申し上げるんですけど、結果としてなかなかマッチング的にうまくいかないと。過去にもそういう例があって、結局、返還していただいて、義務履行まで行かなかったという方もいらっしゃいます。ただ、その辺は、迎える側としてもできるだけ幅広く迎えようという考えがあって、今はかなり専門性のある勉強をなさる方が多いんですけど、むしろ病院のほうでは少し幅広に考えまして、総合内科的な形で取りあえず義務履行してくれというふうなご案内もしたり、少しその辺は受入れのほうで配慮してやっております。ただ、やはり整形外科とかそういった部分というのは本当になかなかかなっていないので、これについては今後の期待の部分と、それから今後プラン等々がある程度固まった時点で、大学等へのそういったところのお願い、アプローチというふうなことで、何とか確保につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 大体分かりました。前にもお話ししたんですが、令和2年度の改革プランに基づく総括、評価、これは出ているんですか。前にもお話しして、その後、有識者に参加してもらってチェックして公表するという話をまず前に出したはずなんですが、これは公式にその結果が発表されているのかどうか。これについて伺います。

○委員長（今野裕文君） 岩渕経営管理課長。

○医療局経営管理課長兼医師確保推進室主幹兼新市立病院建設準備室主幹（岩渕清彦君） その件については前回ご質問いただきまして、ただいま作業している最中ですというご答弁を申し上げました。それにつきましては、委員の先生方から評価を頂戴いたしまして、内部で再度確認して、ホームページのほうに7月にアップしてございますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 言っておきますが、これは令和2年度ですからね。令和2年度のやつが今やっと出たということですから、さっき言った半期の経営状態を出すというのは、本来何かに対しての評価がないと駄目なので、計画もなしに半期、半期を出されても、何を比較していいか分からないんですよ。やっぱり改革プランとかという一定の方針があって、それに基づいて経営が半期でどうだと

か、前期はどうだ、後期はなんですけど、計画性そのものは令和2年度で終わりですよ。ない状態ですよ。そうすると、何を基準にして経営指標を見て評価を下すのでしょうか。前期と後期。お伺いしましょう。

○委員長（今野裕文君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） 確かにプランというのはございません。委員ご指摘のとおり。ただ、やはり経営の分析ということをするためには、予算編成に比べて実際実態はどうなんだということも一つの評価にはなるのかなと私は考えてございます。ただ、あとはやはり今策定するためにコンサルもお願いしている経営強化プランが今年度からありますので、それまでの間につきましては、大変不十分かもしれませんが、やはり経営改善に向けての気持ちを数値的に出すということが必要だと思っておりますので、その辺については当初予算あるいは補正予算も加味した中で、じゃ、どのように実績が獲得できているのか、あるいは下回っているのかをまずはそこで判断させていただければというふうに思っております。

○委員長（今野裕文君） ほかに質疑。

22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

各施設の決算状況に応じてちょっとお伺いしたいというふうに思いますし、また決算意見書の113ページに関連いたしましてお伺いしたいというふうに思います。

まず、水沢病院ですけれども、7億7,316万円の純利益があったということでございますけれども、先ほどからご指摘されておりますように、コロナの補助金がなくなればこの純利益もなくなるというようなことだというふうに思われますけれども、このことに対してご所見あればお伺いしたいというふうに思います。また、まごころ病院ですけれども、8,928万円の純損失が出ております。入院の収益は増えたようですけれども、またケア病床を4床増やしたけれども純損失が出ているというこの状況についてお伺いしたいというふうに思います。

また、前沢診療所ですけれども、訪問看護を令和3年はおやめになっています。これを令和3年3月31日に休止したということでございますけれども、純利益が385万円出ておりまして、費用が減ったということでこの利益が出たのかお伺いしたいというふうに思います。

また、衣川診療所ですけれども、常勤医が2名になっておりますけれども、ところが1,520万円純損失が出ております。このことについてどう捉えられているのかお伺いしたいというふうに思います。

また、衣川歯科診療所ですけれども438万円の純損失が出ております。このことに対してご所見をお伺いいたします。

審査意見書の中で、基準外、基準内ということのご指摘がありまして、繰入金が全体で15億6,011万9,000円。そのうちの基準内、ルール内というふうにご説明いただきましたけれども、それが14億2,539万3,000円で、91%がルール内であったということでございます。それ以外、基準外の部分をどうするか。これが1億3,472万6,000円がルール外ということでございますので、これをどう圧縮するかということが監査委員からもご指摘されておられますので、このことについてどう捉えられているのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 山形総合水沢病院事務長。

○総合水沢病院事務長（山形直美君） では、水沢病院のほうは私からご説明させていただきます。

委員ご指摘のとおり、今回のコロナ補助金というのがかなりの額がありまして、そちらを除くと、こちらの会計を含むと3億からそれに近い赤字が出るという状況でございます。昨年度につきましては4月から毎月企画会議という幹部の会議の際に、そこを経営改革本部ということで、その中で今年度どうするかというところを議論いたしまして、まずはその時点で重点指定というものがまだ取れておりませんでした、コロナの部分の収益確保できる、市民に対応できるものというのを最優先で取り組む。あとはワーキンググループをつくりまして、その中で質の改善もですが、出るものを減らす、そういうのを院内で設置しまして取り組んでおりました。結果的に今年度の決算のほうでは、医業収益、赤字ではございますが、前年比で見ますと約5,000万円程度の改善が見られております。あと、医業費用で約1億円の減ということで、主な中身は給与費の部分で1,200万円、材料費、こちらは薬代等ですけども3,200万円、あと経費ということで、これもリース等の終了に伴うものですが、そこで前年比、医業収益というか費用を引いた場合、10億円ちょっとありましたものが約9億円までということで、赤字幅を約1億5,000万円程度削減できたという部分は、院内のほうで各セクションの集まる集まりのほうでも、皆さんが協力してやった結果だということで協議いたしまして、さらに今年度もこちらを進めるべくということで、引き続きまだコロナ対応続いておりますが、今かなり毎日のように休みの方が出るという状況でございますけれども、これと併せまして、大きくはコロナが終わりましたというときに、まず2病棟体制で、令和7年度ぐらいをめどですけども、収支均衡を保てるようにということで、一番は医師の確保だと思っておりますので、こちらは医療局のほうと院内でもチームを作成しまして、あらゆる手だてということで今取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 高橋まごころ病院事務長。

○まごころ病院事務長（高橋 功君） それでは、私のほうからまごころ病院の経営状況の取組についてご説明させていただきます。

先ほど委員のほうからもご指摘ありましたとおり、ケア病床を4床増やしてそういった体制を取った中で、それでもまだ赤字というのは改善になっていないような状況だということもお話もございました。先ほど少し計算してみたんですが、4床に係る増分というのは、僅かといえば僅か、赤字からいけば僅かなんですが、月平均して20万円、ケア病床が増えた分だけということで、月20万円という格好。年額にしても200万円ちょっとというところではございますけれども、そういったところを一つ一つ、ドクター、それから職員の中で見直しながら、現体制、それからいわゆる病院のほうの施設基準のほうについても、同じような大きさの病院と見比べたところなんですけれども、確かに総数では30前後ということで、ほかの病院とほぼ変わらないんですが、まごころ病院にはご存じのとおり歯科口腔外科とそれ以外の診療科がございます。歯科口腔外科の分を除くと、かなりほかのいわゆる類似の病院と少ないということが分かりましたので、こういったところ、各セクションのほうとしっかり現状を見ながら、これから取り組めるところ、ほかの病院が取り組んでいるところを研究しながら増収に努めてまいりたいということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 高橋前沢診療所事務長。

○前沢診療所事務長（高橋 純君） 阿部委員さんのご質問、令和3年3月をもちまして訪問看護を休診したというようなことでのご質問ありましたが、会計年度が3月31日をもって終わっているんで

すが、請求がその翌月に請求するものですから、どうしてもそういう若干修正益というようなことで繰り越しておって、3年度に決算が出ているというふうなことであります。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 千田衣川診療所事務長。

○衣川診療所事務長兼衣川歯科診療所事務長（千田拓也君） それでは、衣川診療所の状況についてでございます。昨年10月に常勤医師1名が新たに配置になったところでございます。常勤医2名体制ということになったわけですが、どうしても衣川地域、僻地ということもございまして、医師が増えたからといってほかの地域から患者さんが来るという状況はなかなか難しいところがございます。約90%以上が衣川地域の方々が患者として来られているという状況がございます。とはいえ、そういった中で外来患者さんが、年々やはり人口減少、コロナの影響もございしますが、減っているという状況もございます。そういったことから、幾らかでもその減少を抑えながら、安定した経営ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歯科診療所のほうでございますけれども、こちらにつきましても同様に外来患者数がコロナの影響ですとか、あとはどうしても高齢者の方々が多く通っております。そういったことで、足の問題とかもありまして、頻繁に来られなくなっているという現状も実はございます。そういったことも含めて、実際、訪問口腔ケア等々もやっているわけですが、経営の部分で考えますと、なかなかそこに反映していない部分もありますが、その部分につきましては幾らかでも外来の患者さんが来られるような状況を考えながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） それでは私から、一般会計からの繰入金の部分でございます。監査意見書の129ページを一度お開きいただきたいなと思っております。監査委員さんにまとめてもらった繰入れ状況の部分で、基準内外の別というのがあって、今ご指摘がありました基準外につきましては、上のほうからいきますと病後児保育は、これは今やってございませんでゼロ。下のほうにいきまして、院内設備改修が1,497万8,000円、それから、その下の経営管理部長費としましては3,933万3,000円、それから新型コロナウイルスの医業外収益、要は収益的部分の経費ということで4,556万7,000円、下のほうにいきまして資本的収入の部分につきましては、医師奨学生の分が2,880万円、それから、その下の一番最後のコロナウイルスの資本的収入の部分が604万8,000円ということで、コロナの分を除きますと、コロナの分は一時的なものということの交付金という部分でございますので、これを除く先ほど言った院内設備改修等経営管理部長の費用、それから医師奨学生の分を合わせますと8,311万1,000円ということで、ちょっと1億何がしというのは多分コロナウイルス対策の交付金も関係する繰入金だということで、従来である部分の繰入金に関しては8,300万円ほどが基準外というふうになっております。

それで、中身的に申しますと、先ほど言った経営管理部長の人件費等を繰入れしていただいている分、それから奨学生の分の2,880万円については、今後継続していくために必要なのかなというふうに考えてございます。あとは院内設備改修費を、対象となる部分の2分の1を、基準外でございしますが繰入れしていただいております。ただ、これも、対象となる経費を全部上げているものではなくて、全体を見ながら市当局とも話をしながら検討しているものでございます。

それで、先ほど委員さんからもあったとおり、これを圧縮するため8,300万円以下に圧縮していくかというのは、やはり今後とも検討していきますし、必要な部分はもちろん中にはございますので、その辺、何が圧縮できるのか、何が病院事業で持たなければならないのかという部分については、やはり精査は必要かなと考えてございます。

○委員長（今野裕文君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。ありがとうございました。

各施設、本当に頑張ってくださいています。新型コロナウイルス感染症とも本当に医療局が一丸となって闘っていただいているおかげかなというふうに思いますが、しかし、この交付金がなくなると大変厳しい状況になるのはそのとおりでございまして、今後どこまでコロナの交付金が続くか分かりませんが、とにかく頑張ってくださいていますので赤字だということでございまして、市長、何かご所見ございましたらお伺いして終わりたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） 委員のご質問にお答えします。

今度の広報おうしゅうにも書いたんですが、やはり病院問題というのは、建設問題はありますけど、各病院の経営問題をいかによくするか。今の議論された部分が非常に重要になってくると。一つには、経営は全て共通だと思いますけど、要するに増収、いかに収益を上げるかということと、経費を下げるか。今、コンサルティングをやっていただいているんですが、非常にいいアイデアが出てきています。その一つには、やはり現状をしっかりと知ることなんです。先ほどちょっと話がありましたけど、やはりリハビリテーション。ほかの病院ではリハビリテーションである程度収益を得ていると。そういう人たちが多からず。ところが、なかなか、奥州市のトータルで見ると、その部分の施設が少ないと。これを強化しましょうと。それから、奥州市内だけでもほかに県立病院もあります。県立病院をよく見てみると、胆沢病院というのは、入院して、外に出して、再入院する率が非常に高いんです。その期間が短い。そしたら、どこかその引受け先があれば、その分で市内の病院はある程度収益が上がっていくと。多分、胆沢病院でそういう現象が起きているのは、例えばもうかなりご老体の方で、もうこの先というときに別の病院、例えば美希病院とかに送っている。そちらは入院期間が長いわけですね。ですから、入院期間の差がそういう現象となって現れるということがはっきり出ているわけです。ですから、今の現状を分析することによって、対策は確実に出てくると。コンサルティングでは、具体的な金額まで上げてきました。これだけ改善できると。そういう世界だと思うんです。ですから、それをきちっとやるということがまず第一です。

それから、医師の問題については、当然、お医者さんが集まってくないとやりたいことができないというのがあります。お医者さんの問題は、先ほど病院事業管理者が話したように、奨学生というのは一つの方法だと思うんです。ただ、それだけじゃないと。例えば奨学生10人いて、5人しか現場に来ていないということであれば、これを上げる努力が必要だと。それは一つの方策として新病院です。ですから、率を上げるということであつたり、あとは市としてやる奨学生以外の方策で人を集めてくる。それから、いろんな大学病院とのコネクションを強くする。最終的には、医師の人事権があるのは大学の教授なんですね。病院の病院長じゃなくて教授なんです。ですから、その辺にアプローチをしっかりとっていくということが今後必要になってくるだろうと。ですから、非常に定量的で、かつまた時間軸をきちっと持ったやり方をするのがやっぱり早道だと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ほかに質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） 以上で医療部門に関わる質疑を終わります。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

次の会議は9月14日午前10時から開くことにいたします。

ご苦労さまでした。

午後5時59分 散会